

都市計画法と宅地造成等規制法による

開発行為と宅地造成に関する 工事申請の手引き

第 3 編

- IV ー 参 考 資 料
- V ー 申 請 書 等 の 様 式

令和6年4月1日 改訂版

— 和 歌 山 市 —

平成12年4月1日	制定
平成13年8月1日	改訂
平成15年4月1日	改訂
平成16年8月17日	改訂
平成17年4月1日	改訂
平成18年12月22日	改訂
平成19年4月1日	改訂
平成19年11月30日	改訂
平成20年4月1日	改訂
平成24年4月1日	改訂
平成25年1月1日	改訂
平成26年1月1日	改訂
平成27年4月1日	改訂
平成28年7月1日	改訂
平成29年4月1日	改訂
平成30年4月1日	改訂
平成30年10月1日	改訂
平成31年4月1日	改訂
令和3年4月1日	改訂
令和4年4月1日	改訂
令和5年4月1日	改訂
令和6年4月1日	改訂

目 次

〔第3編〕

IV 参考資料

- (1) 公共施設等の管理者を定める協議に関する基準 …………… IV- 1
- (2) 公共施設等の引継ぎに関する基準 …………… IV- 4
- (3) 開発行為に伴う消防水利施設に関する同意・協議等指導要綱 …… IV- 12
- (4) 開発行為に伴うごみ集積場の設置等に関する同意・協議 …………… IV- 21
- (5) 申請手数料一覧表 …………… IV- 22
- (6) 和歌山市開発行為等に関する条例…………… IV- 26
- (7) 和歌山市開発行為等に関する規則…………… IV- 40
- (8) 和歌山市開発行為等に関する条例
 - 別表第1第5号に規定する市長が告示する施設… IV- 50
- (9) 和歌山市開発行為等に関する条例
 - 別表第5に規定する市長が告示する道路…………… IV- 50
- (10) 和歌山市開発審査会条例…………… IV- 51
- (11) 和歌山市開発審査会条例施行規則…………… IV- 52
- (12) 和歌山市宅地造成等に関する条例…………… IV- 53
- (13) 和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則…………… IV- 56

V 申請書等の様式

- (1) 都市計画法（開発許可制度）関係
- (2) 宅地造成等規制法関係
- (3) 参考様式

IV 一 参 考 资 料

(1) 公共施設等の管理者を定める協議に関する基準

(目的)

この基準は、都市計画法（以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づき、和歌山市において行われる開発行為に関する工事により設置される公共施設等を管理することとなる者（和歌山市）と協議することにより、公共施設等が適正に整備されることを確認し、それらの管理及び権利を市が引き継ぐ時期等を明確にすることによって、良好な住環境を確保することを目的とする。

(定義)

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 開発区域 開発行為をする土地の区域をいう。
- (3) 公共施設等 道路、公園、緑地、下水道、消防水利施設その他公共の用に供する施設及び水道施設をいう。
- (4) 市長等 市長、公営企業管理者、消防局長をいう。
- (5) 開発者 開発行為を行おうとする者をいう。

(協議)

開発者が、開発許可を申請しようとするときは、あらかじめ市長等に対して協議申請書を提出し、公共施設等の整備並びに公共施設等を市が引継ぐことについて協議しなければならない。

協議申請書には、必要に応じ次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発区域の位置図（縮尺 1/2,500）
- (2) 開発区域及び周辺区域との排水・道路関連図（縮尺 1/2,500）
- (3) 設計説明書
- (4) 開発区域及び隣接地の公図の写し、権利者一覧表、開発区域の登記事項証明書
- (5) 一次放流先の同意書
- (6) 土地利用計画平面図（縮尺 1/500以上）
- (7) 造成計画平面図、造成計画断面図（縮尺 1/500以上）
- (8) 各公共施設計画平面図（縮尺 1/500以上）、断面図（縮尺 1/50以上）、縦断図（縮尺 縦 1/500 横 1/1,000以上）
- (9) 各公共施設詳細図、構造図（1/50以上）
- (10) 各公共施設用地求積図
- (11) 各公共施設計画設計計算書
- (12) 各公共施設構造計算書
- (13) その他各公共施設関係図書

(提出先及び協議の主管課)

次に掲げる区分に定める課に協議申請書を提出し、協議を行うものとする。

- (1) 道 路 都市建設局建設総務部用地課
- (2) 排水施設 都市建設局道路河川部河川港湾課
企業局下水道部下水道管理課
- (3) 公園施設 都市建設局都市計画部公園緑地課
- (4) 水道 企業局経営管理部営業課
- (5) 消防水利 消防局警防課

(事前協議)

開発者は条例第13条の規定により、法第32条第2項協議申請の前に、市長に当該開発行為が法第33条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかの事前協議申請を行うことができる。

事前協議書は、次に掲げる図書を添付し、都市建設局都市計画部都市計画課長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取図、1／2500都市計画図の写し）
- (2) 開発区域の土地の登記事項証明書
- (3) 開発区域及びその周辺の土地の公図の写し
- (4) 開発区域の求積図及び求積表
- (5) 開発区域外既存道路調書及び開発区域に至る進入経路図
- (6) 開発区域内及び開発区域外の排水経路図
- (7) 開発区域及び排水先の現況写真
- (8) 排水流域図及び流量計算書
- (9) 排水施設の計画及び構造を示す図面
- (10) 開発区域内に都市計画施設が定められている場合、又は公共事業の施行の予定がある場合は、当該施行者等との協議の経過を示す書類
- (11) 省令第16条第3項に規定する設計説明書
- (12) 省令第16条第4項に規定する土地利用計画図
- (13) 省令第16条第4項に規定する造成計画平面図
- (14) 省令第16条第4項に規定する造成計画断面図
- (15) 省令第16条第4項に規定する排水施設計画平面図
- (16) 各公共施設の計画縦断面図
- (17) 各公共施設の構造図及び設計説明書
- (18) 各公共施設の求積図及び求積表
- (19) 開発区域内の権利者一覧表
- (20) 法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面のうち、公共施設の設置に伴い必要となる同意を得たことを証する書面
- (21) 開発区域と公共施設との境界を明示した書類
- (22) 消防水利に関する協議の経過を証する書類
- (23) 他法令等の手続状況調書（参考様式第1号）

(審査及び指導等)

市長等が、協議申請書を受理したときは、当該協議に係る公共施設等の計画が本市の公共施設等に関する技術基準に適合するかどうか審査を行い、適合しないときは、計画の変更等を指導するものとし、適合したとき公共施設等を市が引継ぐ時期等について協議するものとする。

(経過書の作成と協定の締結)

市長と開発者が、公共施設を市が引継ぐ時期等について協議を行い、協議経過書を作成し、開発行為に関する工事により設置される公共施設等の所有権及び管理を市が引継ぐ時期、方法等を決定し、協定を締結するものとする。この協議経過書と管理協定書をもって、都市計画法第30条第2項の規定による市長との協議の経過を示す書面とする。

(2) 公共施設等の引継ぎに関する基準

【公共施設等の用に供する土地の帰属に関する基準】

市に帰属させようとする、公共施設等の用に供する土地（以下「公共施設用地」という。）は、次に掲げる条件を具備しているものでなければならない。

- (1) 都市計画法第32条第2項の規定による協議において、市に帰属させる旨の確認がなされているものであること。
- (2) 公共施設用地の分筆又は合筆のための測量が終了し、所有権移転登記に必要な所定の手続きがなされているものであること。
- (3) 抵当権、賃借権、その他第三者のための権利が設定されていないものであること。
- (4) 隣接地との境界が境界標で明示されていること。
- (5) その他市長との協議により交わした協定書等の条件を満たしているものであること。

【公共施設用地の帰属に関する添付図書】

- (1) 公共施設用地の帰属について（様式1）
- (2) 公共施設用地登記承諾書〔実印押印〕（様式2）
- (3) 公共施設用地登記原因証明情報〔実印押印〕（様式3）
- (4) 公共施設用地の所有者の印鑑証明書
- (5) 位置図及び付近見取図 縮尺1/2,500及び1/25,000の各1部
- (6) 公図
- (7) 公共施設用地の丈量図 縮尺1/500～1/1,000
- (8) 土地利用計画図 縮尺1/500～1/1,000
- (9) 地下埋設物等の平面図 縮尺1/500～1/1,000
- (10) 分筆後の土地の登記事項証明書、地積測量図
- (11) 隣接する公共用地との境界確認書

【公共施設の管理引継ぎに関する基準】

市が管理する公共施設は、次に掲げる条件を具備しているものでなければならない。

- (1) 都市計画法第32条第2項の規定による協議において、当該公共施設の管理を市が行う旨の確認がなされているものであること。
- (2) 市長の行う工事完了検査に合格したものであること。
- (3) 管理の引継ぎに関する内容が明確なものであること。
- (4) その他市長との協議により交わした協定書等の条件を満たしているものであること。

【道路の管理の引継ぎに関する基準等】

- (1) 市に帰属する道路及び道路施設は、引継ぎ後、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項に規定する供用開始の時点から市が管理する。ただし、引継ぎの日から2年間は、瑕疵担保期間として別に管理協定を締結するものとする。
- (2) 道路占用許可の対象となる工作物、物件又は施設については、道路法第32条及び第33条の規定によるものとする。
- (3) 道路敷地内にある占用物件については、当該道路が市道として認定された後速やかに和歌山市道路占用規則（平成8年和歌山市規則第24号）第2条に規定する手続を行うものとする。
- (4) 道路敷地内に不法占用物件がないこと。
- (5) 管理の引継ぎに必要な添付図書は、次のとおりとする。
 - ア 公共施設の管理引継ぎ申請書（様式4）
 - イ 管理引継ぎ施設の一覧表
 - ウ 位置図（都市計画図1/2, 500の写し及び住宅地図の写し）
 - エ 全体平面図（原図を含む。）（道路構造物、付属物、橋梁名及び地盤高を記入すること。）縮尺1/500～1/1,000
 - オ 道路敷確定平面図（原図を含む。）（路線番号を付し、道路敷と民有地の区域界及び境界を示す境界標等の位置を朱線で明示すること。）縮尺1/500～1/1,000
 - カ 丈量図（原図を含む。）（境界杭及び区域境界を示す境界標等の位置を朱線で明示すること。）縮尺1/500～1/1,000
 - キ 道路標準断面（原図を含む。）（道路番号を付して舗装厚及び舗装構造を詳細に記入してあるもの。）縮尺1/50～1/100
 - ク 道路施設の構造図（原図を含む。）（土留、側溝、排水溝、雨水桝、暗渠、管、街路灯、ガードレール、歩道橋、区画線等の交通安全施設等を明示すること。）縮尺1/10～1/50
 - ケ 街路樹調書及び平面図（路線別に植種、樹高、幹周、枝張、本数、植栽延長、植樹面積、植栽面積、緑道面積等を記入すること。）縮尺1/100～1/1,000
 - コ 橋梁台帳、橋梁一般図（原図を含む。）（平面図、側面図、横断図、構造図その他詳細図及び構造計算書）縮尺1/30～1/100
 - サ 河川橋及び水路橋の占用に対する許可書又は同意書等権利の継承に必要な図書
 - シ 雨水排水施設関係図書（原図を含む。）
平面図、縦横断図 縮尺1/100～1/1,000
構造図 縮尺1/10～1/50
放流先の同意書等関係図書
 - ス 占用関係平面図及び調書（電気、電話、ガス、水道、下水道、工業用水、灌漑用水等に関するもの）

(6) 電柱には番号を付し、突出し巻付けの広告物の有無を記入すること。なお、地下埋設物の表示の着色は、次のとおりとする。

関電ケーブル（茶色） 下水道（緑色） 電話ケーブル（黄色）
水道（青色） CATV（橙色） ガス（赤色）

(7) (5) に記載した図面の電子データ（C a d データ等）

【下水道の管理引継ぎに関する基準等】

下水道の管理引継ぎに関する基準は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道に接続された開発区域内の下水道施設及び公共下水道に接続できない開発区域内の下水道施設（集中浄化槽を設け、排除方式が分流式の場合の汚水施設を除く。）については、当該開発区域内の道路が市に帰属され、公共施設（排水施設）の管理引継ぎ申請書を提出された時点から市が管理するものとする。ただし、引継ぎ後1年以内に開発者の責めに帰する事由により破損した場合は、開発者の負担において復旧するものとする。

(2) 公共下水道に接続できない開発区域内の下水道施設（集中浄化槽を設け、排除方式が分流式の場合の汚水施設をいう。）は、その区域が公共下水道に接続できるまでの間は、開発者が関係法令の基準に基づき維持管理を行うものとする。

(3) 管理引継ぎに必要な添付図書は、次のものとする。

ア 公共施設の管理引継ぎ申請書（様式4）

イ 管理引継ぎ施設の一覧表

ウ 位置図（都市計画図1/2, 500の写し及び住宅地図の写し）

エ 全体施設平面図（原図を含む。）（道路及び管路用地内に埋設されているすべての施設を記入する）縮尺1/500～1/1,000

オ 施設平面図（原図を含む。）及び関係図書 縮尺1/500

カ 各施設の縦横断面図及び詳細図（人孔、公共汚水樹、雨水排水施設等）縮尺1/30～1/300及び1/10～1/100

キ 流量計算書及び算出基礎資料

ク 放流先の関係図書

ケ 公共下水道以外の水路等に放流する団地の場合は、開発行為により同意を得た水利権者等の放流に関する承諾書及び図書

コ 前アからカまでに定めるもののほかについては、別途協議するものとする。

【公園の管理の引継ぎに関する基準等】

公園の管理の引継ぎに関する基準は、次のとおりとする。

(1) 公園は、除草及び清掃を行い、損傷箇所の補修及び遊具のペンキ塗り替え等を行った後、引継ぐものとする。

(2) 管理引継ぎ後2年以内に開発者の責めに帰する事由により公園が破損（土砂崩壊等も含む。）した場合は、開発者の負担において復旧するものとする。

(3) 樹木の枯木補償期間は、管理引継ぎ後1年間とする。

(4) 管理の引継ぎに必要な添付図書は、次のとおりとする。

- ア 公共施設の管理引継ぎ申請書（様式4）
- イ 管理引継ぎ施設の一覧表
- ウ 位置図（都市計画図及び住宅地図）
- エ 土地利用計画図 縮尺1/500～1/1,000
- オ 公園竣工平面図（施設、植栽番号を記入し詳細図と対照できるようにすること。） 縮尺1/100～1/1,000
- カ 公園面積丈量図 縮尺1/100～1/1,000
- キ 植栽面積丈量図 縮尺1/100～1/1,000
- ク 地下埋設物平面図 縮尺1/100～1/1,000
- ケ 断面位置図 縮尺1/100～1/1,000
- コ 断面図 縮尺1/100～1/1,000
- サ 施設、植栽等の詳細図 1/10～1/50
- シ 公園に関する図面の電子データ（CADデータ及びPDFデータ）

注 なお、当基準に定める公共施設用地の帰属及び管理の引継ぎに必要な添付図書を関係各課との打合せにより別段定めたときは、それに従うこと。

公共施設用地の帰属について

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次の物件について都市計画法第40条第2項の規定による帰属のための必要書類を提出いたします。

帰 属 土 地 の 表 示					
所 在	地 番	地 目	登記面積	帰属面積	所有者
			m ²	m ²	

登 記 承 諾 書

下記表示の土地を 敷として 年 月 日 都市計画法第四十条第二項の規定による帰属により所有権移転登記の嘱託について承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

(実印)

和歌山市長

様

不 動 産 の 表 示

所在	地番	地目	地積

登記原因証明情報

1 当事者および不動産

(1) 当事者 権利者 (甲) 和歌山市
義務者 (乙)

(2) 不動産の表示

土地

所在

地番

地目

地積

2 登記の原因となる事実又は法律行為

年 月 日 都市計画法第四十条第二項の規定による帰属

年 月 日 和歌山地方法務局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(権利者) 和歌山市
和歌山市長

(義務者)

(実印)

公共施設の管理引継ぎ申請書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

住所
申請者
氏名

{ 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 }

下記開発行為により設置された公共施設の管理引継ぎをいたしたいので関係図書を添えて申請
します。

開発許可年月日及び番号	年	月	日	第	号
公共施設の概要					
所在	地番	地目	地積		

(3) 開発行為に伴う消防水利施設に関する同意・協議等

指導要綱

平成10年3月25日
消防局例規第2号
改正平成12年1月25日消防局例規第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）第32条の規定に基づく同意・協議並びに同法第33条第1項第2号の規定による消防の用に供する貯水施設（以下「消防水利施設」という。）の基準、同法第39条及び第40条の規定に基づく管理、その帰属等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次による。

- (1) 開発者とは、開発許可申請をしようとする者又は開発行為を行おうとする者をいう。
- (2) 同意とは、開発行為の実施に伴って、既存の消防水利施設を利用、変更又は廃止等する場合に開発者に対し、消防長（和歌山市消防長をいう。以下同じ。）の意志を表示することをいう。
- (3) 協議とは、開発行為により新たに設置しようとする消防水利施設の管理及び帰属等について、開発者と消防長の意志の疎通をはかるために行う相談をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、和歌山市域内において行われる、都計法第29条の規定に基づく開発行為で、許可を要するものについて適用する。

(同意及び協議の当事者)

第4条 消防水利に関する同意及び協議の当事者は、消防長及び開発者とする。

(申請書の提出)

第5条 同意又は協議を受けようとする開発者は、消防長に同意申請書（様式第1号）又は消防水利施設協議申請書（様式第2号）に、次の第1号又は第2号に掲げる図書を添付して2部提出しなければならない。

なお、申請後法令の改正により新しい法令に抵触することとなったとき又は大幅な変更がある場合は、再度申請をしなければならない。

(1) 同意

- ア 設計説明書
- イ 開発区域位置図（縮尺1/2, 500）
- ウ 開発区域図（縮尺1/500）
- エ 土地利用計画図
- オ 求積図
- カ 既存の消防水利施設位置図
- キ 既存の消防水利施設の復元方法
- ク 代替消防水利施設の設置方法
- ケ 代替消防水利施設の設置期間中の維持管理
- コ その他必要な図書

(2) 協議

- ア 開発区域位置図（縮尺1/2, 500）
- イ 開発区域図（縮尺1/500）
- ウ 土地利用計画図
- エ 設計説明書
- オ 求積図
- カ 消防水利施設位置図
- キ 消防水利施設構造概要図
- ク その他必要な図書

(消防水利施設協議書の作成)

第6条 前条に基づく同意又は協議申請した開発者は、消防長と消防水利施設の設置及び管理並びに帰属等について協議するとともに消防水利施設協議書を作成するものとする。

(消防水利施設の基準)

第7条 都計法第33条第1項第2号の規定により、開発区域に消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防水利施設は、原則として有蓋の防火水槽（以下「防火水槽」という。）とし、常時貯水

量が40立方メートル以上のものとする。ただし、4,000平方メートル未満の開発行為にあっては、常時貯水量が20立方メートル以上のものとしてすることができる。

なお、消防水利施設は、当該開発区域のすべての部分から1の消防水利施設に至る距離が、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）別表に掲げる距離となるよう設けなければならない。

（防火水槽の構造等）

第8条 防火水槽の構造等については、次による。ただし、消防庁長官が認定した二次製品防火水槽を使用する場合（工場において生産された部材を使用して建設されたもの）は、次号のア（ア）以外を除く。

(1) 40立方メートル級

ア 形状等は、次のとおりであること。

(ア) 防火水槽は、地下式のもので、かつ、漏水のおそれのない構造であること。ただし、公園、道路以外の場所に設置するものにあつては、半地下式（地表面上の高さは、50センチメートル以下であること。）とすることができる。

なお、頂版の土かぶりは、公園にあつては1メートル以上、公園以外の場所にあつては原則として15センチメートル以上であること。

(イ) 一槽式であること。

(ウ) 底設ピット（消防用水の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設けられる取水部分をいう。）を有していること。

(エ) 水槽底の深さは、底設ピットの部分を除き地表面から4.5メートル以内であること。

イ 底設ピットは、次のとおりであること。

(ア) 十分な強度を有し、かつ、水密性が確保されるものであること。

(イ) 吸管投入孔のおおむね直下に設けるものであること。

(ウ) 一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上で、かつ、深さが50センチメートル以上であること。

(エ) 水槽本体との接合部は、漏水のおそれのない構造であること。

ウ 吸管投入孔は、次のとおりであること。

(ア) 頂版部には、2つの吸管投入孔を設けるものとし、水槽本体の強度を損なわない位置とすること。

(イ) 原則として丸型とし、直径が60センチメートル以上であること。

(ウ) 吸管投入孔の開口部には、吸管投入孔蓋及び吸管投入孔蓋を受ける口環を設けるものとし、これらの材質は、ダクタイル鋳鉄製のもので市章及び防火水槽の文字入りを使用すること。

(エ) 吸管投入孔の地表部と水槽本体を結ぶ連結立管を設ける場合には、鉄筋コンクリート製、鋼製、鋳鉄製又はこれらと同等以上のものとし、水平方向荷重によって移動しないよう水槽本体に取り付けるものであること。

エ 上載荷重、自重及び土かぶり荷重、土圧、地下水圧、内水圧及び浮力に対する強度を有し耐久性があること。この場合の上載荷重は、自動車荷重（T-20荷重・又はT-25荷重）を考慮すること。

オ 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。

(ア) コンクリートは、材料の均質性、水密性及び耐久性を考慮して設計基準強度（4週圧縮強度）は、24ニュートン毎平方ミリメートル以上のものであること。

(イ) 鉄筋は、主鉄筋及び配力鉄筋は原則として直径13ミリメートル以上の異形鉄筋を、2,100キログラム以上使用すること。

(ウ) 頂版の躯体の厚さは、30センチメートル以上、側版、底版及び底設ピットの厚さは、25センチメートル以上であること。

(エ) 給、排水又は吸水のための配管等は、原則として底版又は側版部に設けられていないものであること。

(オ) 鉄筋コンクリートのかぶりは、5センチメートル以上であること。

(カ) 基礎ぐり石は、厚さ25センチメートル以上敷きつめること。

(キ) 捨てコンクリートの厚さは、10センチメートル以上とすること。

(2) 20立方メートル級

ア 頂版部には、1以上吸管投入孔を設けるものとする。

イ 主要構造材料及び部材厚等は、次のとおりであること。

(ア) 鉄筋は、直径13ミリメートル以上の異形鉄筋を、1,500キログラム以上使用すること。

(イ) 躯体のコンクリートの強度は、4週圧縮強度で21ニュートン毎平方ミリメートル以上とし、頂版、底版及び底設ピットの厚さは、25センチメートル以上、側版の厚さは、20センチメ

ートル以上であること。

ウ 形状、底設ピット、吸管投入孔、上載荷重等については、40立方メートル級に準じるものとする。

(防火水槽の設置場所)

第9条 防火水槽の設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 開発区域内の幅員4メートル以上の道路又は同道路に接していること。
- (2) 道路以外の場合は、専用空地であること。
- (3) 消防ポンプ自動車容易に取水(吸水)可能な位置(吸管投入孔から3メートル以内)に接近停車できること。

(消防水利施設工事届)

第10条 開発者は、第7条の規定に基づき必要となる消防水利施設の設置工事に着手する場合は、あらかじめ消防長に消防水利施設工事届書(様式第3号)に、次の図書を添付して2部提出しなければならない。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 開発区域図
- (3) 消防水利施設設置位置図
- (4) 消防水利構造図及び構造計算書
- (5) その他必要な図書

(工事記録)

第11条 開発者は、防火水槽の設置工事に伴い、次の工程の記録写真を撮影し、完成検査時に提出しなければならない。

- (1) 現場打ち工法による防火水槽設置工事
 - ア 基礎
 - イ 底版配筋
 - ウ 側壁配筋
 - エ 頂版配筋
 - オ 型枠取り外し後の躯体(コンクリート打ちの状況)
 - カ 内部の防水モルタル
 - キ 埋め戻し工程
 - ク 完工(竣工)
- (2) 二次製品防火水槽設置工事
 - ア 基礎
 - イ 据付け
 - ウ 継ぎ目防水工
 - エ 埋め戻し工程
 - オ 完工(竣工)

(工程検査)

第12条 防火水槽の設置工事については、次の工程毎に工事施行者立ち会いのうえ消防長の検査を受けなければならない。

なお、検査受け日時等については、事前に打ち合わせするものとする。

- (1) 現場打ち工法の防火水槽
 - ア 基礎
 - イ 底版配筋
 - ウ 側壁配筋
 - エ 頂版配筋
 - オ 型枠取外
 - カ 防水工
- (2) 二次製品防火水槽設置工事
 - ア 基礎
 - イ 据付け
 - ウ 防水工

(完成検査)

第13条 防火水槽の設置工事が完了したときは、現場打ち工法による防火水槽設置工事にあつては、第11条第1号に定める記録写真を、二次製品防火水槽設置工事にあつては第11条第2号に定める記録写真並びに個別若しくは型式認定書(40立方メートル級)又は試験成績表若しくは検査証明書

を提出し、工事施行者立ち会いのうえ消防長の完成検査を受けなければならない。

なお、検査受け日時等については、事前に打ち合わせすること。

(水張検査)

第14条 開発者は、完成検査終了後速やかに水張をし、一定期間漏水有無についての消防長の検査を受けなければならない。

(消防水利施設の管理の引継ぎ)

第15条 開発行為により設置された消防水利施設は、消防水利施設の用に供する土地(以下「消防水利施設用地」という。)が次条に基づき和歌山市(以下「本市」という。)に帰属された時点から都計法第39条の規定に基づき本市が引き継ぎ管理するものとする。ただし、引継後、1年以内に開発者の責めに帰する事由により破損等した場合は、開発者の負担において修理等行うものとし、修理等の完成検査後から1年間と期間を延長する。

2 管理の引き継ぎは、消防水利施設管理引継申請書(様式第4号)に、次の図書を添付して消防長に提出するものとする。

- (1) 付近見取り図(都市計画図又は住宅地図)
- (2) 消防水利施設埋設位置図
- (3) 消防水利施設構造図
- (4) その他必要な図書

(消防水利施設用地の帰属)

第16条 開発行為により設置された消防水利施設用地は、都計法第40条の規定に基づき無償で本市に帰属するものとする。ただし、次の条件に適合しないものにあつては、開発者が管理するものとする。

- (1) 都計法第32条の協議において、本市に帰属させる旨の確認がなされているものであること。
- (2) 消防水利施設用地の分筆又は合筆のための測量が終了し、所有権移転登記に必要な所定の手続きがなされているものであること。
- (3) 抵当権、賃借権、その他第三者のための権利が設定されていないものであること。
- (4) 隣接地との境界が、境界標で明示されていること。
- (5) 防火水槽は、完成検査及び水張検査に合格したものであること。
- (6) 開発区域等に門扉等が設けられてなく容易に消防隊が使用出来るものであること。
- (7) その他消防長との協議により交わした消防水利施設協議書等の条件を満たしているものであること。

(帰属に要する図書)

第17条 開発者は、消防水利施設用地を本市に帰属させる場合、消防水利施設用地の寄付申出書(様式第5号)に、次の図書を添付して消防長に提出しなければならない。

- (1) 消防水利施設用地の登記承諾書(様式第6号)
- (2) 消防水利施設用地の所有者の印鑑証明書
- (3) 資格証明書(法人のみ)
- (4) 位置図及び付近見取り図(縮尺1/2, 500及び1/25, 000)
- (5) 分筆後の土地の登記事項証明書(消防水利施設が設置されている土地)
- (6) 地積測量図(分筆後された部分を明示したもの)(縮尺1/500~1/1, 000)
- (7) 地下埋設物等の平面図(縮尺1/500~1/1, 000)
- (8) 隣接する消防水利施設用地との境界確認書

(経費負担)

第18条 開発行為による消防水利施設用地及び同施設の用に供する土地並びに工事記録写真、水張り試験等に要する費用は、開発者の負担とする。

(定めのない事項)

第19条 この要綱に定めのない事項で消防長が必要と認めるものについては、その都度開発者と協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に同意、協議されているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

消防水利施設同意申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市消防長

申請者 住所
氏名
電話

都市計画法第32条の規定に基づき、同意を求めます。

開発行為の概要	開発者	住所			
		氏名	電話		
	開発区域の名称				
	設計者	住所			
		氏名	電話		
	開発区域内の面積		m ²		
	予定建築物の用途		戸数		
	用途地域				
開発行為に係る消防水利施設		所在地			
		種別			
		m ³ 級 基、	m ³ 級 基		
同意を求める理由					
計画の消防水利施設の概要					
施行予定業者		住所			
		氏名	電話		

- （注） 1 代理人をもって本書を提出する場合は、委任状を添付すること。
 2 申請は、必要な図書（設計説明書、開発区域位置図、開発区域図、土地利用計画書、求積図、既存の消防水利施設位置図及び同施設の復元方法、代替消防水利施設の設置方法及び同施設の設置期間中の維持管理、その他必要な図書）を添付して2部消防局警防課に提出してください。
 3 この同意申請書が、法令の改正により新しい法令に提出することとなったとき、又は大幅な変更がある場合は、再度同意申請書の提出が必要となります。

消防水利施設協議申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市消防長

申請者 住所
氏名
電話

（申請者が複数ある場合は、別紙を添付してください）

連絡先 名称
担当者
電話

都市計画法第32条の規定に基づき、協議を申請します。

開 発 行 為 の 概 要	開 発 者	住 所 氏 名	電 話		
	開発区域の名称				
	設 計 者	住 所 氏 名	電 話		
	開発区域内の面積	m ²			
	予定建築物の用途		戸 数		
	用 途 地 域				
	消防水利施設用地面積				
	新たに設置する消防水利施設	防火水槽	m ³ 級	基、	m ³ 級 基
		その他			
	施行予定期間	年 月 日～		年 月 日	
	施行予定業者	住所 氏名	電 話		
	既存の消防水利施設				
その他					
※ 受 付	※ 経 過 欄	(合議)			

- (注) 1 代理人をもって本書を提出する場合は、委任状を添付すること。
- 2 申請は、必要な図書（開発区域位置図、開発区域図、土地利用計画書、設計説明書、求積図、消防水利施設設置位置図、消防水利施設構造図及び構造計算書、その他必要な図書）を添付して2部消防局警防課に提出してください。
- 3 この協議申請書が、法令の改正により、新しい法令に抵触することとなったとき、又は大幅な変更がある場合は、再度協議申請書の提出が必要となります。
- 4 消防水利施設の管理用地の帰属については、設計説明書に明記してください。

消防水利施設工事届書

(宛先) 和歌山市消防長 申請者 住所 氏名 電話		年 月 日	
開発者	住所		
	氏名		
開発区域			
協議番号	第 号	年 月 日	
消防水利施設の種類	防火水槽	m ³ 基	消火栓 配管径 m/m 基
			配管径 m/m 基
設計者	住所		
	氏名		
施工者	住所		
	氏名		
工事期間	着工予定 年 月 日	掘削予定 年 月 日	配筋予定 年 月 日
工事責任者			
その他			
※ 受 付		※ 経 過 欄	

(注) 届出は、必要な図書（開発区域位置図、開発区域図、消防水利施設設置位置図、消防水利施設構造図及び構造計算書、その他必要な図書）を添付して2部消防局警防課に提出してください。

消防水利施設管理引継申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所
氏名

都市計画法第32条の規定に基づく同意・協議（ 年 月 日第 号）により設置した、消防水利施設（ ）の管理を引継ぎたいので関係図書を添えて申請します。

1 引継ぎする消防水利施設

(1) 所在地

(2) 構造及び形状

※ 添付書類

付近見取図、消防水利施設の埋設位置図、消防水利施設の構造図、その他必要な図書

消防水利施設用地の寄付申出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所
氏名

次の物件を和歌山市の消防水利施設用地（消防水利施設を含む。）として寄付いたします。

寄 付 土 地 の 表 示						
所 在	地 番	地 目	登記簿の面積	寄 付 面 積	所 有 者	
和歌山市			m ²	m ²		

添付書類 消防水利施設用地の登記の承諾書、消防水利施設用地の所有者の印鑑証明書、資格証明書（法人のみ）、位置図及び付近見取図、分筆後の土地の登記事項証明書（消防水利施設が設置されている土地）、地積測量図（分筆された部分を明示したもの）、地下埋設物等の平面図、隣接する消防水利施設用地との境界確認書

(4) 開発行為に伴うごみ収集場の設置等に関する同意・協議

ごみの収集作業等の安全確保と効率化を図り、良好な市民生活と環境保全の向上を目的とし、「ごみ収集場の設置等に係る指導要綱」を定めています。(収集センター)

概要は次のとおりです。

1 対象者

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為を行おうとする者
- (2) 世帯数に関わらず、集合住宅等の建築を行おうとする者
- (3) 住宅を所有し、又は管理する者

2 ごみ集積場の設置数

- (1) 区画数10毎又は面積1,500㎡毎に対して1か所
- (2) 10戸以上ある集合住宅は1か所

3 設置場所及び規模・構造等はおおむね次のとおりです。

- (1) ごみの収集作業に支障なく、かつ、安全な場所であること。
- (2) 通り抜けが可能であること、または、有効幅員が4m以上の道路で安全に方向転換が可能であること。
- (3) 収集作業上、法令に抵触することがない場所であること。
- (4) ごみ収集作業車が横付け可能な道路に面した場所であること。
但し、幅員の大きな歩道に面している場合は、敷地内での方向転換場所の確保や、台車の用意など、円滑な収集ができるよう、必要な措置を講じること。
- (5) ごみ収集車が後進せずに収集できる場所であること。
- (6) 近隣の住民から苦情等が生じないよう配慮された場所であること。
- (7) 交通渋滞等の交通障害を生じさせない場所であること。
- (8) 住宅戸数(区画数)に0.15㎡を乗じて得た面積以上とすること。
- (9) 取り出し口2m以上、奥行き1.5m以内とすること。
- (10) 取り出し口は、道路に面した方向に設け、収集作業の障害となるものの取り付けを行わないこと。
- (11) 工作物の壁の高さは60cmから120cmの範囲内とすること。
- (12) 常に清潔に管理できる構造であること。
- (13) 同一敷地内、または隣接地に建増、増築する等において、既存ごみ収集場を共用する場合は、既存ごみ収集場も再協議を行うこと。
- (14) ごみ庫等を施錠する場合は、収集当日午前8時までに管理者または排出者で解錠すること。

上記、住宅規模においてごみの集積場を設置しようとするときは、別途市(収集センター)と協議を行ってください。

また、区画数10未満または面積1,500㎡未満の開発であっても事前に近隣自治会等とごみ収集場について協議をし、苦情等が生じないようにしてください。

本設置基準における数値等については、およその目安であり、実際の物件や道路の形状によっては、数値範囲内であっても変更を求める場合がございます。

不明な点は収集センターへお問い合わせください。

問合せ先 収集センター北事務所 073-471-1503 (紀の川より南側)
西事務所 073-453-0253 (紀の川より北側)

(5) 申請手数料一覧表

① 都市計画法（開発許可制度）関係

種 別	単 位	手数料金額
(1) 開発行為 許可申請 手数料	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の 建築の用に供する目的で行う開発行為の場 合であって、開発区域の面積が	
	(ア) 0.1ヘクタール未満	1 件 8,600円
	(イ) 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	1 件 22,000円
	(ウ) 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	1 件 43,000円
	(エ) 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満	1 件 86,000円
	(オ) 1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	1 件 130,000円
	(カ) 3ヘクタール以上 6ヘクタール未満	1 件 170,000円
	(キ) 6ヘクタール以上 10ヘクタール未満	1 件 220,000円
	(ク) 10ヘクタール以上	1 件 300,000円
	イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業 務の用に供するものの建築又は自己の業務 の用に供する特定工作物の建設の用に供す る目的で行う開発行為の場合であって、開 発区域の面積が	
	(ア) 0.1ヘクタール未満	1 件 13,000円
	(イ) 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	1 件 30,000円
	(ウ) 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	1 件 65,000円
	(エ) 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満	1 件 120,000円
(オ) 1ヘクタール以上 3ヘクタール未満	1 件 200,000円	
(カ) 3ヘクタール以上 6ヘクタール未満	1 件 270,000円	
(キ) 6ヘクタール以上 10ヘクタール未満	1 件 340,000円	
(ク) 10ヘクタール以上	1 件 480,000円	

	<p>ウ その他の場合であって、開発区域の面積が</p> <p>(ア) 0.1ヘクタール未満</p> <p>(イ) 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満</p> <p>(ウ) 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満</p> <p>(エ) 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満</p> <p>(オ) 1ヘクタール以上 3ヘクタール未満</p> <p>(カ) 3ヘクタール以上 6ヘクタール未満</p> <p>(キ) 6ヘクタール以上 10ヘクタール未満</p> <p>(ク) 10ヘクタール以上</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>86,000円</p> <p>130,000円</p> <p>190,000円</p> <p>260,000円</p> <p>390,000円</p> <p>510,000円</p> <p>660,000円</p> <p>870,000円</p>
(2) 開発行為 変更許可申請 申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を越えるときは、その手数料の額は870,000円とする。</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>		
(3) 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料	1 件	46,000円	
(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1 件	26,000円	
(5) 開発許可 を受けない 市街化調整 区域内の土 地における 建築等許可 申請手数料	<p>敷地面積が</p> <p>(ア) 0.1ヘクタール未満</p> <p>(イ) 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満</p> <p>(ウ) 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満</p> <p>(エ) 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満</p> <p>(オ) 1ヘクタール以上</p>	<p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p> <p>1 件</p>	<p>6,900円</p> <p>18,000円</p> <p>39,000円</p> <p>69,000円</p> <p>97,000円</p>

(6) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	ア 承認申請する者が行おうとする開発行為が、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1 件	1,700円
	イ 承認申請する者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	1 件	2,700円
	ウ 承認申請する者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合	1 件	17,000円
(7) 開発登録簿の写しの交付手数料		1 件	470円
(8) 開発行為非該当確認申請手数料		1 件	300円
(9) 法第43条非該当確認申請手数料		1 件	300円
(10) 適合証明交付申請手数料		1 件	300円

② 宅地造成等規制法関係

種 別	単 位	手数料金額	
(1) 宅地造成に関する工事の許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が (ア) 500平方メートル以内のもの	1 件	12,000円
	(イ) 500平方メートルを越え 1,000平方メートル以内のもの	1 件	21,000円
	(ウ) 1,000平方メートル以内を越え 2,000平方メートル以内のもの	1 件	31,000円
	(エ) 2,000平方メートル以内を越え 5,000平方メートル以内のもの	1 件	47,000円
	(オ) 5,000平方メートル以内を越え 10,000平方メートル以内のもの	1 件	67,000円
	(カ) 10,000平方メートル以内を越え 20,000平方メートル以内のもの	1 件	110,000円
	(キ) 20,000平方メートル以内を越え 40,000平方メートル以内のもの	1 件	170,000円
	(ク) 40,000平方メートル以内を越え 70,000平方メートル以内のもの	1 件	250,000円
	(ケ) 70,000平方メートル以内を越え 100,000平方メートル以内のもの	1 件	340,000円
	(コ) 100,000平方メートル以内を越える もの	1 件	420,000円
	(2) 宅地造成に関する工事の変更許可申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が360,000円を越えるときは、その手数料の額は360,000円とする。</p> <p>ア 許可工事に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、許可工事区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の許可工事区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の許可工事区域の面積)に応じ、前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の許可工事区域への編入に係る変更については、新たに編入される工事許可区域の面積に応じ、前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>	
(3) 宅地造成行為非該当確認申請手数料	1 件	300円	
(4) 適合証明交付申請手数料	1 件	300円	

(6) 和歌山市開発行為等に関する条例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、和歌山市における都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）

第3章第1節に定める開発行為等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 開発行為に係る申請等

(開発行為許可申請の手続)

第2条 開発許可を受けようとする者（以下「開発許可申請者」という。）は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第16条第1項に規定する開発行為許可申請書に、法第30条第2項に規定する書面及び図書のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域内の権利者一覧表
- (2) 開発区域の土地の登記事項証明書
- (3) 開発区域及びその周辺の公図の写し
- (4) 開発区域の求積図及び求積表
- (5) 開発区域外既存道路調書及び開発区域に至る進入経路図
- (6) 開発区域内及び開発区域外の排水経路図
- (7) 開発区域及び排水先の現況写真
- (8) 排水流域図及び流量計算書
- (9) 排水施設の計画及び構造を示す図面
- (10) 開発区域内に都市計画施設が定められている場合又は公共事業の施行の予定がある場合は、当該施行者又は施行予定者との協議の経過を示す書類
- (11) 開発区域が市街化調整区域である場合は、法第34条各号のいずれかに該当することを証する書類
- (12) 開発区域と公共用地との境界を明示した書類
- (13) 開発区域の隣接地の土地所有者一覧表
- (14) 水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第5項に規定する工業用水道事業者をいう。）との協議の経過を示す書類（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為に限る。）
- (15) 省令第27条第1項第1号に適合していることを証する書類（省令第23条第1項の規定に基づき擁壁を設置するときに限る。）
- (16) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（開発面積（開発区域の面積をいう。以下同じ。）が1ヘクタール未満のものに限る。）以外の開発行為については、次に掲げる書類
 - ア 公共施設の用地の求積図及び求積表（公共施設を設置するときに限る。）
 - イ 公共施設の計画及び構造を示す図面（公共施設（排水施設を除く。）を設置するときに限る。）
 - ウ 開発許可申請者が開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
 - エ 開発行為に関する工事を施行する者に工事を完成するために必要な能力があることを証

する書面

(17) 開発面積が5ヘクタール以上である開発行為については、次に掲げる書類

- ア がけ崩れ等災害を防止するための工事計画の平面図
- イ がけ崩れ等災害を防止するための施設の構造図

(開発行為の変更許可申請の手続)

第3条 法第35条の2第1項の規定により法第30条第1項各号に掲げる事項の変更の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に、前条の規定により添付することとされている書面、図書及び書類のうち当該開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、工事の出来形の状況を示す図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可の処分をするものとする。
- 3 開発面積が5ヘクタール以上である開発行為の軽微な変更（省令第28条の4に掲げるものをいう。）以外の変更で開発行為の同一性が損なわれることがないと認められるものを頻繁に行う場合においては、第1項の規定にかかわらず、あらかじめ規則で定めるところにより市長の承認を受け、変更の許可の申請を一括して行うことができる。
- 4 市長は、前項の承認に都市計画上必要な条件を付することができる。
- 5 第3項の規定により開発行為の変更の許可を一括して行おうとする者は、同項の市長の承認を受けた後でなければ当該変更に係る工事に着手してはならない。

(地位承継の承認申請)

第4条 法第45条に規定する開発許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書に、開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 被承継人が承諾していることを証する書類

(2) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為（開発面積が1ヘクタール未満のものに限る。）以外の開発行為については、次に掲げる書類

- ア 省令第16条第5項に規定する資金計画書
- イ 地位の承継をしようとする者が開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、遅滞なく承認又は不承認の処分をするものとする。

(開発行為に関する工事の廃止の届出)

第5条 開発者（開発許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、開発行為に関する工事を廃止したときは、省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事の廃止の理由を記載した書類
- (2) 廃止に伴う措置を記載した書類
- (3) 廃止時における開発区域の現況写真
- (4) 工事の出来形の状況を示す図書

(工事完了公告前建築等承認申請)

第6条 法第37条第1号に規定する市長の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物又は特定工作物（以下「建築物等」という。）の配置図
 - (2) 建築物等の平面図
 - (3) 建築物等の立面図
 - (4) 省令第16条第4項に規定する土地利用計画図
 - (5) 第3項各号のいずれかに該当していることを証する書類
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、遅滞なく承認又は不承認の処分をするものとする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、前項の承認の処分をしてはならない。
- (1) 法第29条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物を先行的に建築する必要があるとき。
 - (2) 既存の建築物等を開発区域内に移転し改築する必要があるとき。
 - (3) 建築物等の建築又は建設に係る工事を開発行為に関する工事と切り離して行うことが、技術上困難又は不適當であるとき。
 - (4) その他の場合で開発行為に関する工事の工程上又は施工上やむを得ないとき。

（建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除申請）

第7条 法第41条第2項ただし書に規定する市長の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請地の位置図及び付近見取図
 - (2) 省令第16条第4項に規定する土地利用計画図
 - (3) 建築物の配置図
 - (4) 建築物の平面図
 - (5) 建築物の立面図
 - (6) 第3項各号のいずれかに該当していることを証する書類
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可の処分をするものとする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、前項の許可の処分をしてはならない。
- (1) 当該区域及びその周辺地域における環境の保全上支障がないと認められるもの
 - (2) 公益上やむを得ないもの

（予定外建築物等の新築等許可申請）

第8条 法第42条第1項ただし書に規定する市長の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請地の位置図及び付近見取図
 - (2) 省令第34条第2項に規定する敷地現況図
 - (3) 開発許可に係る予定建築物等以外の建築物等（以下「予定外建築物等」という。）の概要書
 - (4) 予定外建築物等の配置図
 - (5) 予定外建築物等の平面図
 - (6) 予定外建築物等の立面図
 - (7) 申請地の土地の登記事項証明書
 - (8) 申請地の求積図及び求積表
 - (9) 申請地の現況断面図及び計画断面図
 - (10) 申請地の現況写真
 - (11) 申請地及びその周辺の公図の写し
 - (12) 第3項各号のいずれかに該当していることを証する書類
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可の処分をするものとする。

- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、前項の許可の処分をしてはならない。
- (1) 許可申請に係る建築物が法第29条第1項第2号又は第3号に規定する建築物である場合
 - (2) 許可申請に係る予定外建築物等が法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合
 - (3) 許可申請に係る予定外建築物等が都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第36条第1項第3号イ、ロ、ハ又はホに該当する場合でその用途が法第33条第1項第2号から第4号までに掲げる基準を勘案して支障がないと認められるもの
 - (4) 許可申請に係る予定外建築物等が第二種特定工作物である場合でその用途が法第33条第1項第2号から第4号までに掲げる基準を勘案して支障がないと認められるもの
- (開発許可を受けた土地以外の土地における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請)

第9条 法第43条第1項に規定する市長の許可を受けようとする者は、省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書に、同条第2項に規定する図面のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物又は第一種特定工作物の概要書
- (2) 建築物又は第一種特定工作物の配置図
- (3) 建築物又は第一種特定工作物の平面図
- (4) 建築物又は第一種特定工作物の立面図
- (5) 申請地の土地の登記事項証明書
- (6) 申請地の求積図及び求積表
- (7) 申請地の現況断面図及び計画断面図
- (8) 申請地の現況写真
- (9) 申請地及びその周辺の公図の写し
- (10) 政令第36条第1項第3号の規定に適合していることを証する書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、遅滞なく許可又は不許可の処分をするものとする。

第10条 削除

(工事完了の届出)

第11条 開発者は、法第36条第1項に規定する開発行為に関する工事を完了したときは、省令第29条に規定する工事完了届出書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、法第32条第2項の規定に基づき開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者との協議(以下「法第32条第2項協議」という。)を要しない開発行為にあつては、第6号に掲げる書類を添えて市長に提出することを要しない。

- (1) 法第32条第1項に規定する同意(以下「法第32条第1項同意」という。)を得た事項及び法第32条第2項協議をした事項の一覧表
- (2) 法第32条第1項同意及び法第32条第2項協議に係る工事の検査が完了していることを証する書類
- (3) 工事の出来形を示す図面
- (4) 工事写真
- (5) 検査対象構造物一覧表
- (6) 開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供される土地が、法第40条第2項の規定による公共施設を管理すべき者に帰属する手続がなされていることを証する

書類

2 開発者は、法第36条第1項に規定する開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したときは、省令第29条に規定する公共施設工事完了届出書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該工事の施行に係る法第32条第1項同意及び法第32条第2項協議に係る工事の検査が完了していることを証する書類
- (2) 工事の出来形を示す図面
- (3) 工事写真
- (4) 検査対象構造物一覧表

(開発審査会付議申請)

第12条 次に掲げる者は、市長に対し、開発審査会に付議することを申請することができる。

- (1) 法第34条第14号に規定する開発行為を行おうとする者
- (2) 政令第36条第1項第3号ホに規定する建築物又は第一種特定工作物を新築し、又は新設しようとする者
- (3) 建築物を改築し、又はその用途を変更して政令第36条第1項第3号ホに規定する建築物にしようとする者

2 前項の規定による申請は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請地の位置図及び付近見取図
- (2) 申請地及びその周辺の公図の写し
- (3) その他開発審査会に付議するために必要と認められる書類

3 市長は、第1項の申請があったときは、開発審査会に付議し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

(事前協議申請)

第13条 開発許可申請者は、法第32条第2項協議の前に、当該開発行為が法第33条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しているかどうかを市長と協議することができる。

2 前項の規定による協議は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請地の位置図及び付近見取図
- (2) 第2条第3号から第10号までに掲げる書類
- (3) 省令第16条第3項に規定する設計説明書
- (4) 省令第16条第4項に規定する土地利用計画図
- (5) 省令第16条第4項に規定する造成計画平面図
- (6) 省令第16条第4項に規定する造成計画断面図
- (7) 省令第16条第4項に規定する排水施設計画平面図
- (8) 各公共施設の計画縦断面図
- (9) 各公共施設の構造図
- (10) 各公共施設の求積図及び求積表
- (11) 開発区域内の権利者一覧表
- (12) 法第32条第1項同意を得たことを証する書面のうち、公共施設の設置に伴い必要となる同意を得たことを証する書面

第14条 市街化調整区域における開発面積が5ヘクタール以上である開発許可申請者は、当該開発行為に係る法第30条に規定する申請をする前に、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 開発事業計画の概要を示す書類
- (2) 協議の申請をしようとする者が法人である場合は法人の登記事項証明書
- (3) 申請地の位置図及び付近見取図
- (4) 省令第16条第4項に規定する現況図
- (5) 省令第16条第4項に規定する土地利用計画図
- (6) 開発区域内及び開発区域外の排水経路図
- (7) 開発区域及び放流先の現況写真

3 第1項の規定は、同項に規定する規模の開発行為の開発者が当該開発行為の変更（当該変更の内容が土地利用計画に大規模な変更を生じさせないことが明らかなものを除く。）について法第35条の2に規定する市長の許可を受けようとする場合に準用する。この場合において、同項中「法第30条」とあるのは、「法第35条の2第2項」と読み替えるものとする。

4 前項の規定による協議は、規則で定める申請書に、第2項において添付することとされている書類のうち当該開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 開発行為を変更しようとする理由を記載した書類
- (2) 工事の出来形の状況を示す図書

(非該当確認の申請)

第15条 政令第19条に定める規模以上の敷地において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証（以下「建築確認済証」という。）の交付を受けようとする者は、その計画が開発行為に該当しないことについて市長の確認を受けることができる。

2 前項に規定する市長の確認を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請地の位置図及び付近見取図
- (2) 建築物等の配置図
- (3) 省令第16条第4項に規定する造成計画平面図
- (4) 申請地の現況断面図及び計画断面図
- (5) 申請地の土地の登記事項証明書
- (6) 申請地及びその周辺の公図の写し
- (7) 申請地の現況写真

3 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その計画が開発行為に該当しないと確認を行ったときは、遅滞なく開発行為非該当確認書を当該申請をした者に交付するものとする。

第15条の2 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において従前の建築物又は第一種特定工作物と同様の物を建築又は建設するために建築確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第43条第1項本文に定める規制（第3項において「法第43条規制」という。）を受けないことについて市長の確認を受けることができる。

2 前項に規定する市長の確認を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請地の位置図及び付近見取図
- (2) 建築物又は第一種特定工作物の配置図
- (3) 建築物又は第一種特定工作物の平面図
- (4) 建築物又は第一種特定工作物の立面図
- (5) 申請地の土地の登記事項証明書
- (6) 申請地及びその周辺の公図の写し
- (7) 申請地の現況写真
- (8) 第4項各号に該当していることを証する書面

3 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その計画が法第43条規制を受けないと確認を行ったときは、遅滞なく法第43条非該当確認書を当該申請をした者に交付するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合でなければ、前項の確認を行ってはならない。

- (1) 従前の建築物又は第一種特定工作物の敷地の範囲内で行われるものであるとき。
- (2) 従前の建築物又は第一種特定工作物から用途に変更が伴わないものであるとき。
- (3) 建築物の規模が敷地規模に対して著しく過大でないと認められるとき。

(適合証明等)

第16条 省令第60条の規定により交付する書面により市長が証する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第29条第1項各号に掲げる開発行為に該当すること。
- (2) 法第43条第1項各号に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に該当すること。
- (3) 法第41条第1項の規定により定められた建築物の敷地、構造及び設備に関する制限に適合していること。
- (4) 法第42条第1項に規定する開発許可に係る予定建築物等であること。
- (5) 法第36条第3項の公告がされている区域における建築物等の建築又は建設であること。
- (6) 法第43条第1項に規定する許可の内容に適合していること。

2 前項に規定する市長の証明を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、その一部を省略することができる。

- (1) 申請地の位置図及び付近見取図
- (2) 建築物等の配置図
- (3) 建築物等の平面図
- (4) 建築物等の立面図
- (5) 申請地の現況写真
- (6) 申請地の土地の登記事項証明書
- (7) 申請地及びその周辺の公図の写し
- (8) その他証明に必要となる資料

3 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その計画が第1項各号のいずれかに適合すると認めるときは、遅滞なく規則で定める適合証明書を当該申請をした者に交付するものとする。

第3章 開発許可等の基準

(開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度)

第16条の2 法第33条第4項の規定により条例で定める開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、次の各号に掲げる開発行為の区分に応じ、当該開発行為において予定される建築物について、当該各号に定める面積とする。

- (1) 別表第1第1号から第4号までに掲げる区域において行う法第34条第11号の規定により許可を受けた開発行為 135平方メートル
- (2) 別表第1第5号に掲げる区域において行う法第34条第12号の規定により許可を受けた開発行為 165平方メートル
- (3) 別表第4に掲げる区域において行う法第34条第12号の規定により許可を受けた開発行為 135平方メートル

(開発許可の基準)

第16条の3 法第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域は、別表第1第1号から第4号までの左欄に掲げる区域（政令第29条の9に掲げる土地の区域に相当するものとして規則で定めるもの（以下「政令の区域」という。）を除く。）とする。

2 法第34条第11号に規定する条例で定める環境の保全上支障があると認められる用途は、別表第1第1号から第4号までの右欄のとおりとする。

第16条の4 法第34条第12号に規定する条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1第5号に掲げる区域（政令の区域を除く。）内において、同号に定める用途の建築物を建築する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの
- (2) 別表第2に掲げる区域（政令の区域を除く。）内において、同表に定める用途の建築物を建築する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの
- (3) 別表第3第1号又は第2号に掲げる区域（政令の区域を除く。）内において、同表各号に定める用途の建築物を建築する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの
- (4) 別表第4に掲げる区域（政令の区域を除く。）内において、同表に定める用途の建築物を建築する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの
- (5) 別表第5に掲げる区域（政令の区域を除く。）内において、同表に定める用途の建築物を建築する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの
- (6) 別表第6に掲げる区域（原則として、政令の区域を除く。）内において、同表に定める用途の建築物を建築する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの
- (7) 市街化調整区域（原則として、政令の区域を除く。以下この条及び次条において同じ。）内において、市街化調整区域で継続して生活の本拠を有する世帯の通常の分化発展の過程に必要な住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの
- (8) 市街化調整区域内において、収用対象事業（土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に規定する事業その他公共事業の推進に必要なものをいう。）の施行による代替の建築物又は代替の第一種特定工作物（従前の用途とおおむね同一であると認められるものに限る。）を建築又は建設する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの
- (9) 市街化調整区域内において、社会通念上やむを得ないと認められる事情により既存の建築物の用途を変更して建築物を建築する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの
- (10) 市街化調整区域内において、地区集会所その他法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる建築物を建築する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの
- (11) 市街化調整区域内において、四季の郷公園を拠点とする観光又はレクリエーションを目的と

する建築物を建築する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの

- (12) 国、県又は市（以下「国等」という。）が法第29条第1項の許可を受けずに開発行為を行った区域内において、建築物又は第一種特定工作物を建築又は建設する目的で行う開発行為で、規則で定める基準に適合しているもの

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準）

第16条の5 政令第36条第1項第3号ハに規定する条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物又は第一種特定工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1第5号に掲げる区域（政令の区域を除く。）内において、同号に定める用途の建築物で、規則で定める基準に適合しているもの
- (2) 別表第2に掲げる区域（政令の区域を除く。）内において、同表に定める用途の建築物で、規則で定める基準に適合しているもの
- (3) 別表第3第1号又は第2号に掲げる区域（政令の区域を除く。）内において、同表各号に定める用途の建築物で、規則で定める基準に適合しているもの
- (4) 別表第4に掲げる区域（政令の区域を除く。）内において、同表に定める用途の建築物で、規則で定める基準に適合しているもの
- (5) 別表第5に掲げる区域（政令の区域を除く。）内において、同表に定める用途の建築物で、規則で定める基準に適合しているもの
- (6) 別表第6に掲げる区域（原則として、政令の区域を除く。）内において、同表に定める用途の建築物で、規則で定める基準に適合しているもの
- (7) 市街化調整区域内において、市街化調整区域で継続して生活の本拠を有する世帯の通常の分化発展の過程に必要な住宅の用に供する目的で建築する建築物で、規則で定める基準に適合しているもの
- (8) 市街化調整区域内において、収用対象事業（土地収用法第3条各号に規定する事業その他公共事業の推進に必要なものをいう。）の施行により建築し、又は建設する代替の建築物又は代替の第一種特定工作物（従前の用途とおおむね同一であると認められるものに限る。）で、規則で定める基準に適合しているもの
- (9) 市街化調整区域内において、社会通念上やむを得ないと認められる事情により既存の建築物の用途を変更して建築する建築物で、規則で定める基準に適合しているもの
- (10) 市街化調整区域内において、地区集会所その他法第29条第1項第3号に規定する施設に準ずる建築物で、規則で定める基準に適合しているもの
- (11) 市街化調整区域内において、四季の郷公園を拠点とする観光又はレクリエーションを目的とする建築物で、規則で定める基準に適合しているもの
- (12) 国等が法第29条第1項の許可を受けずに開発行為を行った区域内において、新築し、改築し、若しくは用途を変更する建築物又は新築する第一種特定工作物で、規則で定める基準に適合しているもの

第4章 手数料

（手数料）

第17条 開発許可申請等に係る事務については、和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）に定めるところにより手数料を徴収する。

第5章 開発者等の義務

（工事着手届出）

第18条 開発者は、開発行為に関する工事に着手しようとする日の5日前までに、規則で定める届出書に、工事工程表を添えて市長に提出しなければならない。

(標識の設置)

第19条 開発者は、規則で定める標識を開発区域の見やすい場所に掲げなければならない。

2 前項に規定する標識の設置期間は、開発行為に関する行為に着手しようとする日の5日前から法第36条第3項の規定に基づく完了公告の日までとする。

(周辺住民等との調整等)

第20条 開発許可申請者は、開発行為を円滑に実施するため、当該開発行為及び予定建築物等に関する計画の内容並びに開発行為に関する工事の内容及び施工計画について、当該開発区域に隣接する土地の所有者及び当該開発区域の付近の住民で当該開発行為に関する工事に影響があると認められる者(次項において「隣接地所有者等」という。)に周知するように努め、調整の必要が生じた場合はその調整に努めなければならない。

2 開発者は、隣接地所有者等との調整の必要が生じた場合は、その都度その調整に努めなければならない。

3 市長は、開発許可申請者及び開発者に対し、必要に応じ前2項の周知及び調整の内容について、報告を求めることができる。

4 前項の規定により市長から報告を求められた者は、その内容について、速やかに市長に報告しなければならない。

第6章 雑則

(公共施設の管理)

第21条 法第32条第2項協議により開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設を管理することとなった者(市又は他の法律に基づく管理者を除く。)は、当該公共施設を適正に維持管理するように努めなければならない。

(監督処分)

第22条 市長は、偽りその他不正な手段により第3条第3項の承認を受けた者又はその承認に付した条件に違反した者に対して、その承認を取り消すことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その確認又は証明を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該処分を行った旨並びに当該者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)その他必要な事項を公表することができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により第15条第1項又は第15条の2第1項の確認を受けた者

(2) 偽りその他不正な手段により第16条第1項に掲げる事項を証する書面の交付を受けた者

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日)

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成13年5月18日)

附 則(平成13年7月9日)

この条例は、平成13年8月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定、第12条第1項第2号の改正規定、第19条第1項の改正規定及び第20条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月24日)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後、この条例による改正後の和歌山市開発行為等に関する条例(以下「新条例」という。)別表第4に規定する鉄道駅が廃止されても、当該鉄道駅が廃止された日から起算して1年を経過する日までの間は、なお鉄道駅とみなして、新条例の規定を適用する。

附 則(平成17年3月3日)

この条例は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成19年7月12日)

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成20年3月25日)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月12日)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日から施行する。

附 則(平成24年12月20日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第1条中和歌山市開発行為等に関する条例別表第4の改正規定(「500メートル」を「おおむね300メートル」に改める部分に限る。)及び第2条の規定は、平成26年1月1日から施行する。

2 第1条の規定(和歌山市開発行為等に関する条例別表第4の改正規定(「500メートル」を「おおむね300メートル」に改める部分に限る。)に限る。)及び第2条の規定による改正後の同条例の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる開発行為許可申請について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の前日にされた開発行為許可申請については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月28日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定の施行前にされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項、第35条の2第1項、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の許可(次項において「開発許可等」という。)の申請であって、第1条の規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、同条の規定による改正後の和歌山市開発行為等に関する条例第16条の4、第16条の5及び別表第1から別表第7までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行前にされた開発許可等の申請であって、同条の規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、同条の規定による改正後の和歌山市開発行為等に関する条例第16条の2から第16条の5まで、別表第1、別表第5及び別表第6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後、第2条の規定による改正後の和歌山市開発行為等に関する条例別表第1第5号に規定する市長が告示する施設が廃止された場合においても、当該施設が廃止された日から起算して1年を経過する日までの間は、当該施設が廃止されていないものとみなして、同条例の規定を適用する。

附 則(平成29年3月24日)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月23日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月17日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日前にされた法第29条第1項、第35条の2、第42条第1項ただし書又は第43条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。

附 則(令和5年12月25日)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第16条の2、第16条の3、第16条の4、第16条の5関係)

区域	用途
(1) 岩橋字西山田、岩橋字西村、岩橋字高橋、岩橋字南垣内、岩橋字布川、岩橋字宇田、岩橋字小路、岩橋字宮ノ段、岩橋字中里、岩橋字梶曾、岩橋字流田、岩橋字出嶋のうち県道岩橋栗栖線以西の区域、岩橋字庄司屋のうち県道岩橋栗栖線以西の区域、岩橋字堤添のうち県道岩橋栗栖線以西の区域、岩橋字安井のうち市道西和佐62号線以西の区域、栗栖字徳井(当該区域に囲まれた出島地番の区域を含む。)、栗栖字松本のうち市道西和佐22号線及び市道西和佐25号線以东の区域(当該区域に囲まれた出島地番の区域を含む。)、栗栖字下り渡のうち市道西和佐28号線以东の区域、栗栖字殿畑のうち市道田井の瀬岩橋線以东の区域、栗栖字島田のうち市道田井の瀬岩橋線以东の区域	(ア) 建築基準法別表第2(に)の項に掲げる建築物 (イ) (ア)に該当しない危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (ウ) 第一種特定工作物
(2) 布施屋字中嶋のうち西日本旅客鉄道和歌山線(以下「和歌山線」という。)以北で宮井川以东の区域、布施屋字塚ノ口のうち和歌山線以北の区域、大垣内字上ヶ溝のうち和歌山線以北の区域、大垣内字牛神のうち和歌山線以北の区域、大垣内字藪ノ内、大垣内字蔵田のうち和歌山線以北の区域、大垣内字九本畑のうち和歌山線以北の区域、大垣内字堤ヶ内のうち和歌山線以北の区域、大垣内字宮井口、大垣内字堤ヶ外、大垣内字北浦のうち和歌山線以北の区域、小倉字松裏のうち市道小倉67号線以西の区域、下三毛字新出のうち市道下新出畑線以西の区域、新庄字上之澤のうち和歌山線以北の区域、新庄字島畑のうち和歌山線以北の区域、新庄字大道端のうち和歌山線以北の区域、新庄字奥之浦のうち和歌山線以北の区域、吐前字油目のうち和歌山線以北の区域、吐前字小久保のうち和歌山線以北の区域、吐前字御幸堂のうち和歌山線以北の区域、吐前字堀口のうち和歌山線以北の区域、吐前字川端、満屋字上澤、満屋字車田、満屋字久保田	(ア) 建築基準法別表第2(に)の項に掲げる建築物 (イ) (ア)に該当しない危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (ウ) 第一種特定工作物

<p>(3) 坂田字小北野、坂田字大北野、坂田字樋ノ口（市街化調整区域と定められた区域に限る。）、坂田字塩田、坂田字瓜野、田尻字下代コゼ、和田字森本、和田字上ノ佐、和田字天場、神前字大橋（市街化調整区域と定められた区域に限る。）、神前字大沼（市街化調整区域と定められた区域に限る。）、神前字千本、神前字馬乗免、神前字貝原のうち市道岡崎28号線以西の区域</p>	<p>(ア) 建築基準法別表第2(に)の項に掲げる建築物 (イ) (ア)に該当しない危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (ウ) 第一種特定工作物</p>
<p>(4) 内原字塩入、内原字稲葉、内原字岩崎、内原字川田、内原字岩崎川田、内原字中津、内原字上ノ塩田のうち西日本旅客鉄道紀勢本線以南の区域、冬野字祿田、冬野字見橋、冬野字大日のうち大坪川以東の区域、冬野字梶取、冬野字大坪、冬野字蟹田、冬野字広田、冬野字生後田、冬野字石桃のうち亀の川以北の区域、冬野字岩崎、冬野字申和田、冬野字唐崎山、本渡字左近谷、本渡字角田のうち亀の川以北の区域、本渡字松本</p>	<p>(ア) 建築基準法別表第2(に)の項に掲げる建築物 (イ) (ア)に該当しない危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (ウ) 第一種特定工作物</p>
<p>(5) 市街化調整区域（平成29年4月1日以後に農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更（同法第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果によるものを除く。）により農用地区域から除外された土地の区域（別表第4及び別表第5において「除外区域」という。）及び法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域を除く。）であって、おおむね300メートル以内に市長が告示する施設が存する区域（以下この表において「特定集落区域」という。）で、かつ、宅地として利用することが適当であるものとして規則で定める土地の区域及び特定集落区域であって、かつ、建築物の敷地相互の間隔が50メートル以内で、50以上の規則で定める建築物が連たんする区域の範囲内</p>	<p>建築基準法別表第2(い)の項第1号及び第6号に掲げる建築物、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3各号に掲げる用途を兼ねるもの、自己の事務所、作業所及び倉庫（倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供するものを除く。）その他これらに類するもので、危険性及び環境の悪化をもたらすおそれが少ないと認められるもの</p>

別表第2（第16条の4、第16条の5関係）

区域	用途
<p>一般国道24号（紀州大橋北端から岩出市境までの区間に限る。）の道路端から原則100メートルの区域</p>	<p>店舗、事務所、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物及び物品の製造、加工、修理その他これらに類する業務の用に供する建築物（建築基準法別表第2(か)の項に掲げる建築物</p>

	であるものを除く。)で、危険性及び環境の悪化をもたらすおそれが少ないと認められるもの
--	--

別表第3 (第16条の4、第16条の5関係)

区域	用途
(1) 栗栖字前田、出島字前田、栗栖字松本、出島字松本、栗栖字堂ノ前、出島字堂ノ前、栗栖字中須、出島字中須、栗栖字碓合、出島字碓合、栗栖字大窪り、出島字大窪り、栗栖字番頭免、出島字番頭免、栗栖字音浦のうち、市長が指定する区域	店舗、事務所、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物(建築基準法別表第2(か)の項に掲げる建築物であるものを除く。)及び物品の製造、加工、修理その他これらに類する業務の用に供する建築物で、危険性及び環境の悪化をもたらすおそれが少ないと認められるもの
(2) 寺内字南沖田、西字淀、西字南沖田、森小手穂字淀、森小手穂字南沖田、森小手穂字相方、吉礼字 ^は か ^た のうち、市長が指定する区域	店舗、事務所、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物(建築基準法別表第2(か)の項に掲げる建築物であるものを除く。)及び物品の製造、加工、修理その他これらに類する業務の用に供する建築物で、危険性及び環境の悪化をもたらすおそれが少ないと認められるもの

別表第4 (第16条の4、第16条の5関係)

区域	用途
市街化調整区域(除外区域を除く。)内において、原則100メートル以内に鉄道駅(南海電気鉄道南海本線及び加太線、西日本旅客鉄道紀勢本線の駅並びに規則で定める駅を除く。)が存する区域	建築基準法別表第2(に)の項に掲げる建築物及び危険物の貯蔵又は処理に供する建築物以外のもの

別表第5 (第16条の4、第16条の5関係)

区域	用途
幅員が8メートル以上あり、市長が告示する道路の道路端からおおむね50メートルの区域(除外区域を除く。)	事務所、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物及び物品の製造、加工、修理その他これらに類する業務の用に供する

	建築物で、危険性及び環境の悪化をもたらすおそれが少ないと認められるもの
--	-------------------------------------

別表第6（第16条の4、第16条の5関係）

区域	用途
<p>県道和歌山阪南線（貴志中歩道橋から新奥橋までの区間に限る。）に接する土地のうち、原則として森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林を除く区域</p>	<p>事務所、倉庫、工場その他これらに類する用途に供する建築物（建築基準法別表第2（る）及び（か）の項に掲げる建築物並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための施設の用途に供する建築物（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）を除く。）で、環境の悪化をもたらすおそれが少ないと認められるもの</p>

（7）和歌山市開発行為等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、開発行為等の規制に関し都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）及び和歌山市開発行為等に関する条例（平成12年条例第77号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開発行為許可申請書の添付書類）

第2条 条例第2条第16号ウに規定する書類は申請者の資力及び信用調書（別記様式第1号）及びそれを証する書類とし、同号エに規定する書面は工事施行者の能力調書（別記様式第2号）及びそれを証する書面とする。

2 前項に定めるもののほか、開発行為許可申請書に添付する書類の様式は、次のとおりとする。

- （1）省令第16条第3項に規定する設計説明書 別記様式第3号
- （2）法第33条第1項第14号に規定する権利者の同意書 別記様式第4号
- （3）省令第17条第1項第4号に規定する書類 別記様式第5号

- (4) 条例第2条第1号に規定する書類 別記様式第6号
- (5) 条例第2条第5号に規定する書類 別記様式第7号
- (6) 条例第2条第13号に規定する書類 別記様式第8号

(協議)

第2条の2 法第34条の2の規定による協議を申し出るときは、開発行為協議申出書（別記様式第8号の2）により行うものとする。

2 市長は、前項の協議が成立したときは、開発協議同意書（別記様式第8号の3）を当該協議を申し出た者に交付するものとする。

(開発行為の許可又は不許可の通知)

第3条 法第35条第2項の規定による通知は、許可にあつては開発行為許可書（別記様式第9号）に、不許可にあつては開発行為不許可通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

(開発行為変更許可申請書の様式)

第4条 条例第3条第1項の規則で定める申請書の様式は、別記様式第11号とする。

(開発行為の変更の許可及び不許可の通知)

第5条 市長は、条例第3条第2項の規定による処分をしたときは、許可にあつては開発行為変更許可書（別記様式第12号）を、不許可にあつては開発行為変更不許可通知書（別記様式第13号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(開発行為の軽微な変更の届出)

第6条 法第35条の2第3項の規定による届出は、開発行為変更届出書（別記様式第14号）に、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

(開発行為の設計変更に係る事前承認申請)

第7条 条例第3条第3項の規定による市長の承認を受けようとする者は、開発行為の設計変更に係る事前承認申請書（別記様式第15号）に、条例第2条各号に掲げる書類のうち当該開発行為の設計の変更に係るものを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容が法第33条第1項各号に掲げる基準に適合しているかを審査し、処分をしたときは、承認にあつては開発行為の設計変更に係る事前承認通知書（別記様式第16号）を、不承認にあつては開発行為の設計変更に係る事前不承認通知書（別記様式第17号）を当該申請をした者に交付するものとする。

第8条 削除

第9条 条例第4条第1項の規則で定める申請書の様式は、別記様式第19号とする。

2 条例第4条第1項第2号イに規定する書類は、第2条第1項に規定する申請者の資力及び信用調査及びそれを証する書類とする。

3 市長は、条例第4条第2項の規定による処分をしたときは、承認にあつては開発許可地位承継承認通知書（別記様式第20号）を、不承認にあつては開発許可地位承継不承認通知書（別記様式第21号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(工事完了公告前建築等承認申請書の様式等)

第10条 条例第6条第1項の規則で定める申請書の様式は、別記様式第22号とする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定による処分をしたときは、承認にあつては工事完了公告前の建築物の建築、特定工作物の建設の承認通知書（別記様式第23号）を、不承認にあつては工事完了公告前の建築物の建築、特定工作物の建設の不承認通知書（別記様式第24号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(建築物の敷地、構造及び設備に関する制限の解除申請書の様式等)

第 1 1 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定める申請書の様式は、別記様式第 2 5 号とする。

2 市長は、条例第 7 条第 2 項の規定による処分をしたときは、許可にあつては市街化調整区域内における建築物の特例許可書(別記様式第 2 6 号)を、不許可にあつては市街化調整区域内における建築物の特例不許可通知書(別記様式第 2 7 号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(予定外建築物等の新築等許可申請書の様式等)

第 1 2 条 条例第 8 条第 1 項の規則で定める申請書の様式は、別記様式第 2 8 号とする。

2 市長は、条例第 8 条第 2 項の規定による処分をしたときは、許可にあつては予定外建築物等の新築等許可書(別記様式第 3 1 号)を、不許可にあつては予定外建築物等の新築等不許可通知書(別記様式第 3 2 号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(建築物の新築、改築及び用途の変更並びに第一種特定工作物の新設許可書等)

第 1 3 条 市長は、条例第 9 条第 2 項の規定による処分をしたときは、許可にあつては開発区域以外の区域における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可書(別記様式第 3 3 号)を、不許可にあつては開発区域以外の区域における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の不許可通知書(別記様式第 3 4 号)を当該申請をした者に交付するものとする。

第 1 4 条 削除

(工事完了届出書等の添付書類の様式)

第 1 5 条 条例第 1 1 条第 1 項に規定する書類の様式は別記様式第 3 6 号とし、条例第 1 1 条第 1 項第 5 号及び同条第 2 項第 4 号に規定する書類の様式は別記様式第 3 7 号とする。

(開発審査会付議申請書の様式等)

第 1 6 条 条例第 1 2 条第 2 項の規則で定める申請書の様式は、別記様式第 3 8 号とする。

2 条例第 1 2 条第 3 項の規定による通知は、市街化調整区域内における開発行為等の事前協議回答書(別記様式第 3 9 号)により行うものとする。

(事前協議申請書等の様式等)

第 1 7 条 条例第 1 3 条第 2 項の規則で定める申請書の様式は、別記様式第 4 0 号とする。

2 条例第 1 3 条第 2 項第 1 1 号に規定する書類の様式は、別記様式第 6 号とする。

3 市長は、条例第 1 3 条第 2 項に規定する申請があつたときは、その内容が法第 3 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合するかを審査し、その結果を法第 3 2 条第 2 項協議に関する事前協議回答書(別記様式第 4 1 号)により当該申請をした者に通知するものとする。

第 1 8 条 条例第 1 4 条第 2 項の規則で定める申請書の様式は、別記様式第 4 2 号とする。

2 市長は、条例第 1 4 条第 2 項に規定する申請があつたときは、当該開発行為の基本計画について審査し、その結果を大規模開発計画に関する事前協議回答書(別記様式第 4 3 号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第 1 4 条第 4 項の規則で定める申請書の様式は、別記様式第 4 4 号とする。

4 市長は、条例第 1 4 条第 4 項に規定する申請があつたときは、当該開発行為の基本計画の変更について審査し、その結果を大規模開発計画の変更に関する事前協議回答書(別記様式第 4 5 号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(開発行為非該当確認申請書等の様式)

第 1 9 条 条例第 1 5 条第 2 項の規則で定める申請書の様式は別記様式第 4 6 号とし、同条第 3 項に規定する開発行為非該当確認書の様式は別記様式第 4 7 号とする。

(法第43条非該当確認申請書等の様式)

第19条の2 条例第15条の2第2項の規則で定める申請書の様式は別記様式第47号の2とし、同条第3項に規定する法第43条非該当確認書の様式は別記様式第47号の3とする。

(適合証明の申請書の様式等)

第20条 条例第16条第2項の規則で定める申請書の様式は、別記様式第48号から別記様式第52号までとする。

2 条例第16条第2項ただし書の規定により添付することを省略できる同項各号に掲げる書類は、次の各号に該当する申請に応じ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第16条第1項第1号に該当することを求める申請のうち法第29条第1項第1号に該当することを求めるもの 条例第16条第2項第3号及び第4号に掲げる書類
- (2) 条例第16条第1項第1号に該当することを求める申請のうち法第29条第1項第4号から第10号までの規定に該当することを求めるもの 条例第16条第2項第2号から第7号までに掲げる書類
- (3) 条例第16条第1項第2号に該当することを求める申請のうち法第43条第1項第1号から第3号までの規定に該当することを求めるもの 条例第16条第2項第2号から第7号までに掲げる書類
- (4) 条例第16条第1項第2号に該当することを求める申請のうち法第43条第1項第5号に該当することを求めるもの 条例第16条第2項第2号から第5号までに掲げる書類
- (5) 条例第16条第1項第5号に該当することを求める申請 条例第16条第2項第2号から第5号までに掲げる書類
- (6) 条例第16条第1項第6号に該当することを求める申請 条例第16条第2項第5号に掲げる書類

3 条例第16条第3項の規則で定める証明書の様式は、別記様式第53号から別記様式第57号の2までとする。

(開発許可の基準)

第20条の2 条例別表第1第5号に規定する規則で定める建築物は、次に掲げる建築物以外の建築物とする。

- (1) 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令第20条各号に掲げる建築物
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第10号に掲げる建築物

第20条の2の2 条例別表第1第5号に規定する規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 現に建築物の敷地として利用されている土地の区域
- (2) 当該土地の登記簿(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第9号に規定する登記簿をいう。次号において同じ。)に記録された地目又は土地課税台帳(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号に規定する土地課税台帳をいう。次号において同じ。)に登録された地目が1年以上前から宅地である土地の区域
- (3) 当該土地の登記簿に記録された地目又は土地課税台帳に登録された地目が3年以上前から雑種地である土地の区域
- (4) 過去に建築物の敷地として利用されていた土地で、市長が適当と認める土地の区域

第20条の2の3 条例別表第4に規定する規則で定める駅は、布施屋駅、交通センター前駅及び岡崎前駅(都市計画道路南港山東線の道路端から原則100メートルの区域に限る。)とする。

第20条の2の4 条例第16条の3第1項に規定する規則で定める土地の区域は、原則として、次に

掲げる土地の区域とする。

- (1) 建築基準法第39条第1項の規定により災害危険区域として指定された土地の区域
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により地すべり防止区域として指定された土地の区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地の区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域として指定された土地の区域（同法第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域として指定された土地の区域以外の区域のうち、安全性が確保されると市長が認める土地の区域を除く。）
- (5) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の規定により浸水被害防止区域として指定された土地の区域
- (6) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域のうち、浸水した場合に想定される水深が3.0メートル以上の土地の区域（安全性が確保されると市長が認める土地の区域を除く。）
- (7) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域と定められた土地の区域
- (8) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第2項第1号口に掲げる農地の区域と定められた土地の区域（同条第1項本文の規定により許可を受けた土地の区域、同項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない土地の区域、同法第5条第1項本文の規定により許可を受けた土地の区域及び同項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない土地の区域を除く。）
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により保安林として指定された土地の区域
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める土地の区域

第20条の2の5 条例第16条の4第1号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発許可を受けようとする土地（以下「開発許可申請地」という。）は、建築物を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。
- (2) 建築する建築物の延べ床面積は、建築する建築物の用途が自己の事務所、作業所又は倉庫である場合にあっては、500平方メートル以下であること。ただし、土地の合理的な利用を図る上でやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 建築する建築物の延べ床面積は、建築基準法別表第2（い）の項第6号に掲げる建築物である場合にあっては、1,500平方メートル以下であること。
- (4) 建築する建築物の規模は、開発面積に比べて著しく過大でないこと。
- (5) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の2の6 条例第16条の4第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発許可申請地は、建築物を建築するために必要な排水施設その他の施設を備えていること。
- (2) 開発面積は、3,000平方メートル以上であること。ただし、地形その他の自然的条件を考慮する必要があるときは、この限りでない。
- (3) 建築する建築物の規模は、開発面積に比べて著しく過大でないこと。
- (4) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の3 条例第16条の4第3号及び第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発許可申請地は、建築物を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。
- (2) 建築する建築物は、都市計画施設等の都市計画への配慮がされたものであること。
- (3) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。
- (4) 条例別表第3第2号に掲げる区域内においては、開発面積は、3,000平方メートル以上であること。ただし、地形その他の自然的条件を考慮する必要があるときは、この限りでない。

第20条の3の2 条例第16条の4第4号に掲げる開発行為を行うことが当該区域において困難又は著しく不適當であると市長が認める場合における当該開発行為に対する別表第4の規定の適用については、同表中「原則100メートル以内」とあるのは、「おおむね300メートル以内」とする。

第20条の4 条例第16条の4第5号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発許可申請地は、建築物を建築するために必要な排水施設その他の施設を備えていること。
- (2) 建築する建築物の延べ床面積は、1,500平方メートル以下であること。
- (3) 建築する建築物の規模は、開発面積に比べて著しく過大でないこと。
- (4) 建築する建築物は、都市計画施設等の都市計画への配慮がされたものであること。
- (5) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の4の2 条例第16条の4第6号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発許可申請地は、建築物を建築するために必要な排水施設その他の施設を備えていること。
- (2) 建築する建築物は、都市計画施設等の都市計画への配慮がされたものであること。
- (3) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の5 条例第16条の4第7号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発許可申請者は、建築する住宅に居住する者であること。
- (2) 開発許可申請者又はその配偶者は、市街化調整区域に生活の本拠を有し、又は有していたこと。
- (3) 開発許可申請地は、開発許可申請者又はその親族が市街化調整区域に関する都市計画が決定された日以前から所有していること。ただし、市街化調整区域に関する都市計画が決定された以後に取得し、又は取得しようとする土地であってもその土地に住宅を建築することに関し特に考慮すべき事情があるときは、この限りでない。
- (4) 開発許可申請地は、住宅を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。
- (5) 建築する住宅は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の6 条例第16条の4第8号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発許可申請者は、収用対象事業の施行により収用される建築物又は第一種特定工作物（以下「被収用建築物等」という。）の所有者若しくはその配偶者又はそれらの者の直系血族であること。
- (2) 開発許可申請地は、代替の建築物又は代替の第一種特定工作物（以下「代替建築物等」という。）の建築又は建設するために必要な道路その他の施設を備えていること。
- (3) 開発面積は、被収用建築物等の敷地面積とほぼ同じであること。ただし、代替建築物等に被収用建築物等と同等の機能を保有させる等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 代替建築物等の用途は、開発許可申請地周辺の土地の利用状況と著しく異ならないこと。
- (5) 被収用建築物等は、市街化調整区域に存する又は市街化区域に存する場合にあっては、その区域に代替の土地を確保できない等やむを得ない事情が認められる被収用建築物等であること。
- (6) 被収用建築物等は、法に違反していないこと。

(7) 代替建築物等は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の7 条例第16条の4第9号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開発面積は、既存の建築物の敷地面積とほぼ同じであること。

(2) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の8 条例第16条の4第10号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開発許可申請地は、利用する者に便利な位置にあること。

(2) 開発許可申請地は、建築物を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。

(3) 開発面積は、建築する建築物の用途を勘案したとき、著しく過大でないこと。

(4) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の8の2 条例第16条の4第11号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開発許可申請地は、四季の郷公園並びに和歌山電鐵（てつ）貴志川線伊太祈曽駅及び山東駅の近傍地であること。

(2) 開発許可申請地は、建築物を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。

(3) 建築する建築物は、次に掲げる用途に供する建築物で、周辺の文化的若しくは歴史的な観光資源又は農村環境を活用することを目的とするものであること。

ア 店舗（店舗とイに掲げるものの用途を兼ねるものを含む。）

イ 体験施設、休憩施設、工房その他これらに類するもの及びこれらの用途を兼ねるもの

(4) 建築する建築物は、都市計画施設等の都市計画への配慮がされたものであること。

(5) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の8の3 条例第16条の4第12号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開発許可申請地は、建築物を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。

(2) 開発面積は、建築する建築物の用途を勘案したとき、著しく過大でないこと。

(3) 建築する建築物は、開発行為が行われた目的又は用途と同一であること。

(4) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

（建築等の許可の基準）

第20条の9 条例第16条の5第1号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築する建築物の敷地は、建築物を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。

(2) 建築する建築物の延べ床面積は、建築する建築物の用途が自己の事務所、作業所又は倉庫である場合にあつては、500平方メートル以下であること。ただし、土地の合理的な利用を図る上でやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

(3) 建築する建築物の延べ床面積は、建築基準法別表第2（い）の項第6号に掲げる建築物である場合にあつては、1,500平方メートル以下であること。

(4) 建築する建築物の規模は、敷地面積に比べて著しく過大でないこと。

(5) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の9の2 条例第16条の5第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築する建築物の敷地は、建築物を建築するために必要な排水施設その他の施設を備えていること。

(2) 建築する建築物の敷地面積は、3,000平方メートル以上であること。ただし、地形その他の自然的条件を考慮する必要があるときは、この限りでない。

(3) 建築する建築物の規模は、その敷地面積に比べて著しく過大でないこと。

(4) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の10 条例第16条の5第3号及び第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築する建築物の敷地は、建築物を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。

(2) 建築する建築物は、都市計画施設等の都市計画への配慮がされたものであること。

(3) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

(4) 条例別表第3第2号に掲げる区域内においては、建築する建築物の敷地面積は、3,000平方メートル以上であること。ただし、地形その他の自然的条件を考慮する必要があるときは、この限りでない。

第20条の10の2 条例第16条の5第4号に掲げる建築物を建築することが当該区域において困難又は著しく不相当であると市長が認める場合における当該建築物を建築することに対する別表第4の規定の適用については、同表中「原則100メートル以内」とあるのは、「おおむね300メートル以内」とする。

第20条の11 条例第16条の5第5号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築する建築物の敷地は、建築物を建築するために必要な排水施設その他の施設を備えていること。

(2) 建築する建築物の延べ床面積は、1,500平方メートル以下であること。

(3) 建築する建築物の規模は、その敷地面積に比べて著しく過大でないこと。

(4) 建築する建築物は、都市計画施設等の都市計画への配慮がされたものであること。

(5) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の11の2 条例第16条の5第6号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築する建築物の敷地は、建築物を建築するために必要な排水施設その他の施設を備えていること。

(2) 建築する建築物は、都市計画施設等の都市計画への配慮がされたものであること。

(3) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の12 条例第16条の5第7号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第43条第1項に規定する市長の許可を受けようとする者(以下「建築許可申請者」という。)は、建築する住宅に居住する者であること。

(2) 建築許可申請者又はその配偶者は、市街化調整区域に生活の本拠を有し、又は有していたこと。

(3) 建築する住宅の敷地は、建築許可申請者又はその親族が市街化調整区域に関する都市計画が決定された日以前から所有していること。ただし、市街化調整区域に関する都市計画が決定された日以後に取得し、又は取得しようとする土地であってもその土地に住宅を建築することに関し特に考慮すべき事情があるときは、この限りでない。

(4) 建築する住宅の敷地は、住宅を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。

(5) 建築する住宅は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の13 条例第16条の5第8号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築許可申請者は、被収用建築物等の所有者若しくはその配偶者又はそれらの者の直系血族であること。

(2) 代替建築物等の敷地は、代替建築物等を建築又は建設するために必要な道路その他の施設を備

えていること。

- (3) 代替建築物等の敷地面積は、被収用建築物等の敷地面積とほぼ同じであること。ただし、代替建築物等に被収用建築物等と同等の機能を保有させる等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 代替建築物等の用途は、その敷地周辺の土地の利用状況と著しく異なること。
- (5) 被収用建築物等は、市街化調整区域に存する又は市街化区域に存する場合にあっては、その区域に代替の土地を確保できない等やむを得ない事情が認められる被収用建築物等であること。
- (6) 被収用建築物等は、法に違反していないこと。
- (7) 代替建築物等は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の14 条例第16条の5第9号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築する建築物の敷地面積は、既存の建築物の敷地面積とほぼ同じであること。
- (2) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の15 条例第16条の5第10号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築する建築物の敷地は、建築物を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。
- (2) 建築する建築物の敷地面積は、建築する建築物の用途を勘案したとき、著しく過大でないこと。
- (3) 建築する建築物の敷地は、利用する者に便利な位置にあること。
- (4) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の15の2 条例第16条の5第11号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築する建築物の敷地は、四季の郷公園並びに和歌山電鐵（てつ）貴志川線伊太祈曽駅及び山東駅の近傍地であること。
- (2) 建築する建築物の敷地は、建築物を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。
- (3) 建築する建築物は、次に掲げる用途に供する建築物で、周辺の文化的若しくは歴史的な観光資源又は農村環境を活用することを目的とするものであること。
 - ア 店舗（店舗とイに掲げるものの用途を兼ねるものを含む。）
 - イ 体験施設、休憩施設、工房その他これらに類するもの及びこれらの用途を兼ねるもの
- (4) 建築する建築物は、都市計画施設等の都市計画への配慮がされたものであること。
- (5) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

第20条の16 条例第16条の5第12号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築する建築物の敷地は、建築物を建築するために必要な道路その他の施設を備えていること。
- (2) 建築する建築物の敷地面積は、建築する建築物の用途を勘案したとき、著しく過大でないこと。
- (3) 建築する建築物は、開発行為が行われた目的又は用途と同一であること。
- (4) 建築する建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。

（工事着手届出書等の様式）

第21条 条例第18条の規則で定める届出書の様式は別記様式第58号とし、工事工程表の様式は別記様式第59号とする。

（標識の様式）

第22条 条例第19条第1項に規定する標識の様式は、別記様式第60号とする。

（市長への報告）

第23条 条例第20条第4項の規定による市長への報告は、開発行為に係る隣接地所有者等への周知及び調整結果報告書（別記様式第61号）により行うものとする。

(既存の権利の届出)

第24条 法第34条第9号に規定する既存の権利の届出は、既存権利届出書(別記様式第62号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 土地の位置図

(2) 土地に関する権利を有していることを証する書面

第25条 削除

(開発登録簿調書の様式)

第26条 省令第36条第1項に規定する登録簿の調書の様式は、別記様式第63号とする。

(閲覧所の設置)

第27条 省令第38条第1項に規定する閲覧所は、都市建設局都市計画部都市計画課内に設置する。

(閲覧時間)

第28条 閲覧所の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後0時45分までを除く。)とする。

(閲覧所の定期休日)

第29条 閲覧所の定期休日は、和歌山市の休日を定める条例(平成元年条例第62号)第1条第1項各号に規定する日とする。

(閲覧所の臨時休日等)

第30条 市長は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に閲覧所の休日を設け、又は開所時間を短縮することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手続)

第31条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備える開発登録簿閲覧名簿(別記様式第64号)に、必要な事項を記入の上、係員の指示を受けなければならない。

(登録簿の写しの交付請求)

第32条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿写し交付請求書(別記様式第65号)により市長に請求しなければならない。

(登録簿の持出禁止)

第33条 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の制限)

第34条 市長は、次に該当する者に対して閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 前条の規定に違反した者

(2) 登録簿を改ざんし、汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれがある者

(3) 閲覧に際し、他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

(4) その他係員の指示に従わない者

(身分証明書の様式)

第35条 法第82条第2項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第66号とする。

附 則

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年5月15日)抄

1 この規則は、平成13年5月18日から施行する。

附 則(平成13年7月9日)

この規則は、平成13年8月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定及び第23条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月24日)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月1日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の和歌山市開発行為等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる開発許可申請について適用し、同日前にされた開発許可申請については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月25日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月30日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月20日)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年11月1日)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月2日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月1日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月15日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月24日)

1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の和歌山市開発行為等に関する規則別記様式第48号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年3月23日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月25日)

この規則は、公布の日から施行する。

（８）和歌山市開発行為等に関する条例

別表第１第５号に規定する市長が告示する施設

和歌山市開発行為等に関する条例（平成１２年条例第７７号）別表第１第５号に規定する市長が告示する施設を次のように定める。

本渡文化会館、岩橋文化会館、弘西文化会館、川永保育所、小倉保育所、安原保育所、西和佐保育所、三田小学校、西和佐小学校、岡崎小学校、紀伊小学校、山口小学校、川永小学校、和佐小学校、東山東小学校、安原小学校、小倉小学校、西和佐幼稚園、和佐幼稚園、山口幼稚園、紀伊幼稚園、西和佐支所、岡崎支所、和佐支所、安原支所、東山東支所、小倉支所、川永支所、山口支所、紀伊支所、三田連絡所、さんた保育園、三宝幼稚園、たちばな幼稚園、東山東幼稚園及び山口保育園

附 則（令和6年4月1日）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（９）和歌山市開発行為等に関する条例

別表第５に規定する市長が告示する道路

都市計画道路和佐山口線の供用開始区間、都市計画道路西脇山口線の供用開始区間、都市計画道路市駅和佐線の供用開始区間、主要県道岩出海南線（都市計画道路市駅和佐線と主要県道岩出海南線との接続部から岩出市境までの区間に限る。）の供用開始区間、神前吉礼線（都市計画道路松島本渡線と神前吉礼線の交差部から都市計画道路南港山東線と神前吉礼線の接続部までの区間に限る。）の認定区間、主要県道和歌山橋本線（都市計画道路南港山東線と神前吉礼線の接続部から紀の川市境までの区間に限る。）の供用開始区間、都市計画道路松島本渡線（都市計画道路松島本渡線と三田72号線の交差部から都市計画道路松島本渡線と都市計画道路南港山東線の接続部までの区間に限る。）の供用開始区間、都市計画道路南港山東線（都市計画道路松島本渡線と都市計画道路南港山東線の交差部から都市計画道路南港山東線と出島広見橋線の交差部までの区間に限る。）の供用開始区間

附 則

- 1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 和歌山市開発行為等に関する条例に基づき市長が告示する道路（平成17年告示第120号）は、廃止する。

附 則（平成27年4月10日）

この告示は、平成27年4月10日から施行する。

（10）和歌山市開発審査会条例

（目的）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、和歌山市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 審査会は、委員7人をもって組織する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、都市建設局都市計画部において処理する。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(11) 和歌山市開発審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市開発審査会条例(平成12年条例第76号)第7条の規定に基づき、和歌山市開発審査会(以下「審査会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合に会長が招集する。

(1) 和歌山市開発行為等に関する条例(平成12年条例第77号)第12条第2項の規定による付議があったとき。

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第50条第1項の規定による審査請求があったとき。

(3) その他会長が必要と認めるとき。

(会議録)

第3条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 審査会の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 付議案件の件名

(4) 議事結果

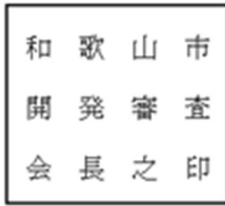
(5) その他重要な事項

2 会議録は、会長及び会長が指名する2人の出席委員が署名し、都市建設局都市計画部都市計画課に

保存する。

(公印)

第4条 会長の公印の書体は古印体とし、その寸法及びひな形は次のとおりとする。



方24ミリメートル

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)抄

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(12) 和歌山市宅地造成等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、和歌山市における宅地造成に関し必要な事項を定めるものとする。

(宅地造成に関する工事の許可の申請)

第2条 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)第4条第1項に規定する許可申請書には、同条第1項の表に掲げる図面、同条第2項及び第3項に規定する書類並びに次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宅地造成工事区域内権利者一覧表
- (2) 宅地造成工事区域の土地の登記事項証明書
- (3) 宅地造成工事区域の土地及びその周辺の土地の公図の写し
- (4) 宅地造成工事区域の求積図及び求積表
- (5) 排水流域図及び流量計算書
- (6) 宅地造成工事区域及び排水先の現況写真
- (7) 排水施設の計画及び構造を示す図面
- (8) 宅地造成工事区域内の権利者の同意書
- (9) 設計者調書

(10) 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)第16条に規定する工事を行う場合には、当該工事の設計者が政令第17条に規定する資格を有する者であることを証する書類

(11) 宅地造成工事区域の隣接地の土地所有者一覧表

(12) その他規則で定める書類

(宅地造成に関する工事の変更許可の申請)

第3条 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)第12条第1項の規定により、法第8条第1項本文に規定する市長の許可を受けた工事(以下「許可工事」という。)の変更の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に、前条の規定により添付することとされている図面及び書類のうち当該工事の変更に伴いその内容が変更されているもののほか、工事の出来形の状態を示す図書を添付しなければならない。

(工事完了の検査の申請)

第4条 省令第27条に規定する工事完了検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 許可工事に関係のある公共施設の管理者の同意事項一覧表

(2) 前号の同意事項に係る工事承認等に関する検査が完了していることを証する書類

(3) 工事の出来形を示す図面

(4) 工事写真

(5) 検査対象構造物一覧表

(工事一部完了検査等)

第5条 許可工事の区域の一部の区域に係る工事が完了した場合において、当該完了した部分の宅地が独立して使用することができ、かつ、当該宅地以外の宅地の災害の防止上支障がないと市長が認めるときは、造成主は、当該工事完了部分の工事が法第9条第1項の規定に適合しているかどうかについての市長の検査を受けることができる。

2 前項の規定により、市長の検査を受けようとする者は、規則で定める申請書に、前条各号に掲げる書類及び一部完了した内容を示す書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合は、遅滞なく当該工事完了部分の検査を行い、当該工事が法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、規則で定める検査済証を当該申請をした造成主に交付するものとする。

(使用の制限等)

第6条 許可工事の区域(前条の規定により市長の検査を受け検査済証の交付を受けた工事完了部分の宅地を除く。)内においては、許可工事の用に供するために使用する場合を除き、法第13条第2項の検査済証の交付を受けるまで宅地として使用してはならない。ただし、宅地の災害の防止上支障がないことについてあらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する市長の承認を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築物の配置図

(2) 建築物の平面図

(3) 建築物の立面図

(4) 第4項各号のいずれかに該当していることを証する書面

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、遅滞なく承認又は不承認の処分をするものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、前項の承認の処分をしてはなら

ない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第3号に規定する公益上必要な建築物を先行的に建築する必要があるとき。
- (2) 既存の建築物等を宅地造成工事区域内に移転し改築する必要があるとき。
- (3) 建築物又は特定工作物が許可工事に係る擁壁等に近接している等の理由により、許可工事と当該建築物の建築工事又は当該特定工作物の建設工事を切り離して行うことが、技術上困難又は不適當であるとき。
- (4) その他の場合で許可工事の工程上又は施工上やむを得ないとき。

5 市長は、第1項ただし書の承認に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

（国等との協議）

第7条 法第11条に規定する協議は、規則で定める申出書に第2条に規定する書類を添えて行うものとする。

2 前4条の規定は、協議が成立した場合について準用する。

（工事等の届出）

第8条 省令第29条に規定する届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 付近見取図及び位置図
- (2) 現況断面図及び計画断面図
- (3) その他規則で定める書類

（宅地造成非該当確認の申請）

第9条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が宅地造成に該当しないことについて市長の確認を受けることができる。

2 前項に規定する市長の確認を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図及び申請地の位置図
- (2) 建築物の配置図
- (3) 省令第4条第1項に規定する造成計画平面図
- (4) 現況断面図及び計画断面図
- (5) 申請地の土地の登記事項証明書
- (6) 申請地及び申請地周辺の土地の公図の写し
- (7) 申請地の現況写真

3 市長は、前項の申請に係る計画が宅地造成に該当しないと認めるときは、遅滞なく、宅地造成行為非該当確認書を当該申請をした者に交付しなければならない。

（適合証明等）

第10条 省令第30条に規定する証明書の交付を受けようとする者は、規則で定める申請書に、前条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、その計画が法第8条第1項又は法第12条第1項の規定に適合していると認めるときは、遅滞なく、適合証明書を当該申請をした者に交付するものとする。

（手数料）

第11条 宅地造成に関する工事の許可等に係る事務については、和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）に定めるところにより手数料を徴収する。

（工事着手届出）

第12条 造成主は、許可工事に着手しようとする日の5日前までに、規則で定める届出書に工事工程表を添えて市長に提出しなければならない。

（標識の設置）

第13条 造成主は、規則で定めるところにより、造成主の氏名、当該工事の許可に付した番号その他の規則で定める事項を記載した標識を許可工事の区域の見やすい場所に掲げなければならない。

2 前項に規定する標識の設置期間は、許可工事に着手しようとする日の5日前から法第13条第2項の検査済証の交付を受けるまでとする。

（緊急措置）

第14条 当該造成主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）若しくは現場管理者は、許可工事に伴い災害が発生し、若しくは他に危害を及ぼし、又はこれらのおそれが生じたときは、直ちに必要な措置をとるとともに、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（工事の中止等の届出）

第15条 造成主は、許可工事を中止し、若しくは再開し、又は許可工事の全部若しくは一部を廃止しようとするときは、速やかに規則で定める届出書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）工事の中止又は廃止に伴う措置を記載した書類

（2）宅地造成工事区域の現況写真

（3）許可工事の出来形の状況を示す図書

（周辺住民等との調整等）

第16条 造成主は、宅地造成に関する工事を円滑に実施するため、当該宅地造成に関する計画の内容並びに許可工事の内容及び施工計画について、法第8条第1項の許可を受けるまでに当該許可工事の区域に隣接する土地に所有権を有する者その他規則で定める者（次項において「隣接地所有者等」という。）に周知するように努め、調整の必要が生じた場合はその都度その調整に努めなければならない。

2 市長は、造成主に対し、必要に応じ前項の周知及び調整の内容について報告を求めることができる。

（監督処分）

第17条 市長は、偽りその他不正な手段により第6条第1項ただし書の承認を受けた者又はその承認に付した条件に違反した者に対して、その承認を取り消すことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その確認又は証明を取り消すことができる。

この場合において、市長は、当該処分を行った旨並びに当該者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）その他必要な事項を公表することができるものとする。

（1）偽りその他不正な手段により第9条第1項の確認を受けた者

（2）偽りその他不正な手段により第10条第1項に規定する証明書の交付を受けた者

（規則への委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日)

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成13年5月18日)

附 則(平成17年3月3日)

この条例は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成18年12月22日)

この条例は、公布の日から施行する。

(13) 和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)及び和歌山市宅地造成等に関する条例(平成12年条例第78号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(障害物の伐除又は土地の試掘等の許可)

第2条 法第5条第1項に規定する市長の許可を受けようとする者は、障害物の伐除、土地の試掘等許可申請書(別記様式第1号)に申請に係る障害物又は土地の位置図を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をし、当該許可をするときは、障害物の伐除、土地の試掘等許可書(別記様式第2号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(宅地造成に関する許可申請)

第3条 条例第2条第12号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、当該宅地造成行為の内容又は周辺の状況から防災施設の計画の必要がないと認められる場合にあっては、第3号及び第4号に掲げる書類を添付することを要しない。

(1) 設計説明書(別記様式第3号)

(2) 許可工事(法第8条第1項本文に規定する市長の許可を受けた工事をいう。以下同じ。)に関係のある公共施設の管理者との協議の経過を証する書類

(3) 防災施設計画図

(4) 防災施設構造図

2 条例第2条第1号、第8号、第9号及び第11号に規定する宅地造成工事区域内権利者一覧表、宅地造成工事区域内の権利者の同意書、設計者調書及び宅地造成工事区域の隣接地の土地の所有者一覧表の様式は、それぞれ別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第6号及び別記様式第7号とする。

(不許可の通知)

第4条 法第10条第2項の不許可の処分の通知は、宅地造成に関する工事の不許可通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(宅地造成の変更許可申請書)

第5条 条例第3条の申請書は、宅地造成に関する工事の変更許可申請書(別記様式第9号)とする。

2 法第12条第3項において準用する法第10条第2項の処分の通知は、許可にあっては宅地造成に関する工事の変更許可通知書(別記様式第10号)、不許可にあっては宅地造成に関する工事の変更不許可通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(軽微な変更の届出)

第6条 法第12条第2項の規定による届出は、宅地造成に関する工事の変更届出書（別記様式第12号）に、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

（工事完了検査申請書の添付書類の様式）

第7条 条例第4条第1号に規定する許可工事に関係のある公共施設の管理者の同意事項一覧表及び同条第5号に規定する検査対象構造物一覧表の様式は、それぞれ別記様式第13号及び別記様式第14号とする。

（工事一部完了検査申請書）

第8条 条例第5条第2項の規則で定める申請書は、宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書（別記様式第15号）とする。

2 条例第5条第3項の規則で定める検査済証は、宅地造成に関する工事の一部完了検査済証（別記様式第16号）とする。

（宅地造成工事完了前の建築等承認申請）

第9条 条例第6条第2項の規則で定める申請書は、宅地造成工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認申請書（別記様式第17号）とする。

2 条例第6条第3項の規定による処分をするときは、承認にあっては宅地造成工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設承認通知書（別記様式第18号）を、不承認にあっては宅地造成工事完了前の建築物の建築又は特定工作物の建設不承認通知書（別記様式第19号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（協議）

第10条 条例第7条第1項の規則で定める申出書は、宅地造成に関する工事の協議申出書（別記様式第20号）とする。

2 市長は、前項の協議申出書に係る協議が成立したときは、宅地造成に関する工事の協議同意書（別記様式第21号）を当該申出をした者に交付するものとする。

（工事等の届出）

第11条 条例第8条第3号の規則で定める書類は、法第15条第1項の規定による届出にあっては、次に掲げる書類とする。

（1）宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第4条第1項に規定する造成計画平面図

（2）現況写真

（3）主たる擁壁及び排水施設の構造図

（4）工事の出来高の状況を示す図書

2 条例第8条第3号の規則で定める書類は、法第15条第2項の規定による届出にあっては、前項第1号から第3号までに掲げる書類とする。

3 条例第8条第3号の規則で定める書類は、法第15条第3項の規定による届出にあっては、第1項第1号から第3号までに掲げる書類及び次に掲げる書類とする。

（1）宅地造成工事区域の土地の登記事項証明書

（2）宅地造成工事区域の土地及びその周辺の土地の公図の写し

（3）農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条の規定による農地転用許可を受けたことを証する書類

（宅地造成行為非該当確認申請）

第12条 条例第9条第2項の規則で定める申請書は宅地造成行為非該当確認申請書（別記様式第22

号)とし、同条第3項に規定する宅地造成行為非該当確認書の様式は別記様式第23号とする。

(適合証明交付申請)

第13条 条例第10条第1項の規則で定める申請書は宅地造成工事許可等証明交付申請書(別記様式第24号)とし、同条第2項に規定する宅地造成工事許可等証明書の様式は別記様式第25号とする。

(工事着手届出)

第14条 条例第12条の規則で定める届出書は宅地造成に関する工事の着手届出書(別記様式第26号)とし、同条に規定する工事工程表の様式は別記様式第27号とする。

(標識の設置)

第15条 条例第13条第1項の規定による標識は、宅地造成工事許可済証(別記様式第28号)とする。

(緊急措置に関する報告)

第16条 条例第14条の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 災害が発生した場合又は他に危害を及ぼした場合は、災害又は危害の場所及びその状況並びに現在の状況

(2) 災害の発生又は他に危害を及ぼすおそれが生じた場合は、想定される災害又は危害の規模及びその発生のおそれのある場所並びに現在の状況

(3) 前2号の事態に対し講じた措置の内容

(工事の中止等の届出)

第17条 条例第15条の規則で定める届出書は、宅地造成に関する工事の中止、再開、廃止届出書(別記様式第29号)とする。

(周辺住民等との調整等)

第18条 条例第16条第1項の規則で定める者は、許可工事の付近の住民で当該許可工事に影響があると認められる者とする。

2 条例第16条第2項の規定により市長から報告を求められた者は、その内容について、速やかに市長に報告しなければならない。

3 前項の市長への報告は、宅地造成に係る隣接地所有者等への周知及び調整結果報告書(別記様式第30号)により行うものとする。

(技術的基準の特例)

第19条 市長が災害防止上支障がないと認める土地においては、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)第6条の規定にかかわらず、同条の規定による擁壁(以下この条において「擁壁」という。)の設置に代えて、鋼矢板工、コンクリート矢板工その他市長が適当と認める工法(これらの工法に係る構造物が擁壁と同等以上の効力があると認められるものに限る。)による措置をとることができる。

2 政令第15条第2項の規定により強化し、付加する技術的基準は、次のとおりとする。

(1) 政令第10条の規定により設置する透水層は、局所的な設置としてはならない。

(2) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁(岩盤に接着して設置するものを除く。)の前面の根入れ深さは、当該擁壁の高さの3分の1(当該3分の1の数値が60センチメートルを超える場合にあっては60センチメートル、30センチメートルを超えない場合にあっては30センチメートル)以上とする。

(3) 谷筋等の傾斜地において著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土を行う場合においては、

盛土の適当な箇所に、蛇籠（かご）えん堤、コンクリートえん堤等を集水暗渠（きょ）管とともに埋設し、盛土の下端部分に谷止め擁壁を設置しなければならない。

（４）政令第１３条の規定により設置する排水施設は、次に掲げる数値を用いて算定した計画流出量に基づくものでなければならない。

ア 降雨強度値は、５０年に１回の確率で想定される降雨強度値以上の値（市長が宅地造成区域及びその周辺の地形状況及び土地利用状況から災害防止上支障がないと認める場合にあっては、市長が別に定める値）とする。

イ 流出係数は、宅地にあっては０．９、水面にあっては１．０、これら以外の区域にあっては０．７とする。ただし、市長が宅地造成工事を行おうとする区域によりこれらの数値による必要がないと認める場合にあっては、市長が別に定める数値とする。

（身分証明書）

第２０条 法第１８条第２項において準用される法第６条第１項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第３１号）とする。

附 則

- この規則は、平成１２年４月１日から施行する。
- 和歌山市宅地造成等規制法施行細則（平成９年規則第２９号）は、廃止する。

附 則（平成１７年３月１日）抄

- この規則は、平成１７年３月７日から施行する。

附 則（平成１７年３月２５日）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年１２月２２日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年６月１６日）

この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

V ー 申請書等の様式

様式集目次

① 都市計画法（開発許可制度）関係

- ・ 開発行為許可申請書 <別記様式第二>
- ・ 資金計画書 <別記様式第三>
- ・ 工事完了届出書 <別記様式第四>
- ・ 公共施設工事完了届出書 <別記様式第五>
- ・ 開発行為に関する工事の廃止の届出書 <別記様式第八>
- ・ 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
 第一種特定工作物の新設許可申請書 <別記様式第九>

- ・ 申請者の資力及び信用調書 別記様式第1号（第2条関係）
- ・ 工事施行者の能力調書 別記様式第2号（第2条関係）
- ・ 設計説明書 別記様式第3号（第2条関係）
- ・ 開発行為施行同意書 別記様式第4号（第2条関係）
- ・ 設計者の資格調書 別記様式第5号（第2条関係）
- ・ 開発区域内の権利者一覧表 別記様式第6号（第2条関係）
- ・ 開発区域外既存道路調書 別記様式第7号（第2条関係）
- ・ 開発区域の隣接地の土地所有者一覧表 別記様式第8号（第2条関係）
- ・ 開発行為協議申出書 別記様式第8号の2（第2条の2関係）
- ・ 開発行為変更許可申請書 別記様式第11号（第4条関係）
- ・ 開発行為変更届出書 別記様式第14号（第6条関係）
- ・ 開発行為の設計変更に係る事前承認申請書 別記様式第15号（第7条関係）
- ・ 地位承継承認申請書 別記様式第19号（第9条関係）
- ・ 工事完了公告前の建築物の建築、特定工作物の建設の承認申請書
 別記様式第22号（第10条関係）
- ・ 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書 別記様式第25号（第11条関係）
- ・ 予定外建築物等の新築等許可申請書 別記様式第28号（第12条関係）
- ・ 法第32条第1項同意を得た事項及び法第32条第2項協議をした事項の一覧表
 別記様式第36号（第15条関係）
- ・ 検査対象構造物一覧表 別記様式第37号（第15条関係）
- ・ 市街化調整区域内における開発行為等の事前協議申請書 .. 別記様式第38号（第16条関係）
- ・ 法第32条第2項協議に関する事前協議申請書 別記様式第40号（第17条関係）
- ・ 大規模な開発計画に関する事前協議申請書 別記様式第42号（第18条関係）
- ・ 大規模な開発計画の変更に関する事前協議申請書 別記様式第44号（第18条関係）
- ・ 開発行為非該当確認申請書 別記様式第46号（第19条関係）
- ・ 法第43条非該当確認申請書 別記様式第47号の2（第19条の2関係）
- ・ 法第29条第1項の開発許可不要証明交付申請書 別記様式第48号（第20条関係）
- ・ 法第43条第1項の許可不要証明交付申請書 別記様式第49号（第20条関係）

- ・ 法第 4 1 条第 2 項及び第 4 2 条第 1 項適合証明交付申請書
..... 別記様式第 5 0 号 (第 2 0 条関係)
- ・ 開発行為に関する工事完了の公告済証明交付申請書 別記様式第 5 1 号 (第 2 0 条関係)
- ・ 建築許可等証明交付申請書 別記様式第 5 2 号 (第 2 0 条関係)
- ・ 開発行為着手届出書 別記様式第 5 8 号 (第 2 1 条関係)
- ・ 工事工程表 別記様式第 5 9 号 (第 2 1 条関係)
- ・ 標識 (都市計画法による開発許可済証) 別記様式第 6 0 号 (第 2 2 条関係)
- ・ 開発行為に係る隣接地所有者等への周知及び調整結果報告書
..... 別記様式第 6 1 号 (第 2 3 条関係)
- ・ 既存権利届出書 別記様式第 6 2 号 (第 2 4 条関係)
- ・ 開発登録簿写し交付請求書 別記様式第 6 5 号 (第 3 2 条関係)

② 宅地造成等規制法関係

- ・ 宅地造成に関する工事の許可申請書 <別記様式第二>
- ・ 宅地造成に関する工事の完了検査申請書 <別記様式第三>
- ・ 届出書 (法第 1 5 条第 1 項) <別記様式第五>
- ・ 届出書 (法第 1 5 条第 2 項) <別記様式第六>
- ・ 届出書 (法第 1 5 条第 3 項) <別記様式第七>

- ・ 障害物の伐採、土地の試掘等許可申請書 別記様式第 1 号 (第 2 条関係)
- ・ 設計説明書 別記様式第 3 号 (第 3 条関係)
- ・ 宅地造成工事区域内権利者一覧表 別記様式第 4 号 (第 3 条関係)
- ・ 宅地造成工事区域内の権利者の同意書 別記様式第 5 号 (第 3 条関係)
- ・ 設計者調書 別記様式第 6 号 (第 3 条関係)
- ・ 宅地造成工事区域隣接地の土地の所有者一覧表 別記様式第 7 号 (第 3 条関係)
- ・ 宅地造成に関する工事の変更許可申請書 別記様式第 9 号 (第 5 条関係)
- ・ 宅地造成に関する工事の変更届出書 別記様式第 1 2 号 (第 6 条関係)
- ・ 許可工事に関係のある公共施設の管理者の同意事項一覧表
..... 別記様式第 1 3 号 (第 7 条関係)
- ・ 検査対象構造物一覧表 別記様式第 1 4 号 (第 7 条関係)
- ・ 宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書 別記様式第 1 5 号 (第 8 条関係)
- ・ 宅地造成工事完了前の建築物の建築、特定工作物の建設承認申請書
..... 別記様式第 1 7 号 (第 9 条関係)
- ・ 宅地造成工事に関する工事の協議申出書 別記様式第 2 0 号 (第 1 0 条関係)
- ・ 宅地造成行為非該当確認申請書 別記様式第 2 2 号 (第 1 2 条関係)
- ・ 宅地造成工事許可等証明交付申請書 別記様式第 2 4 号 (第 1 3 条関係)
- ・ 宅地造成に関する工事の着手届出書 別記様式第 2 6 号 (第 1 4 条関係)
- ・ 工事工程表 別記様式第 2 7 号 (第 1 4 条関係)
- ・ 標識 (宅地造成工事許可済証) 別記様式第 2 8 号 (第 1 5 条関係)

- ・ 宅地造成に関する工事の中止、再開及び廃止届出書
別記様式第29号（第17条関係）
- ・ 宅地造成に係る隣接地所有者等への周知及び調整結果報告書
 別記様式第30号（第18条関係）

③ 参考様式

- ・ 他法令等の手続状況調書 参考様式 第 1 号
- ・ 開発等事前相談申請書 参考様式 第 2 号
- ・ 開発行為協議申請書 参考様式 第 3 号
- ・ 申請理由書 参考様式 第 4 号
- ・ 事前協議結果報告書 参考様式 第 5 号
- ・ 工事施工者の能力調書 参考様式 第 6 号
- ・ 建築物概要書 参考様式 第 7 号
- ・ 工場（危険物）調書 参考様式 第 8 号

①

都市計画法関係

別記様式第二（第十六条関係）

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 和歌山市長 様 許可申請者 住所 氏名		※手数料欄
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	
	6 工事完了予定年月日	
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他の必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日	第 号
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日	第 号

- 備考
- ※印のある欄は、記載しないこと。
 - 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
 - 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 「その他の必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続きの状況を記載すること。

別記様式第三（第十六条関係）

資 金 計 画 書

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	処 分 収 入	
	宅 地 処 分 収 入	
	補 助 負 担 金	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	整 地 工 事 費	
	道 路 工 事 費	
	排 水 施 設 工 事 費	
	給 水 施 設 工 事 費	
	附 帯 工 事 費	
	事 務 費	
	借 入 金 利 息	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

年 度		年度	年度	年度	年度	計
科 目						
支 出	事 業 費					
	用 地 費					
	工 事 費					
	附 帯 工 事 費					
	事 務 費					
	借 入 金 利 息					
	借 入 償 還 金					
	計					
収 入	自 己 資 金					
	借 入 金					
	処 分 収 入					
	宅 地 処 分 収 入					
	補 助 負 担 金					
	計					
借 入 金 の 借 入 先						

別記様式第四（第二十九条関係）

工事完了届出書

年 月 日

和歌山市長 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号
年 月 日 第 号）が、次のとおり完了しましたので届け出ます。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印欄は、記載しないでください。

別記様式第五（第二十九条関係）

公共施設工事完了届出書

年 月 日

和歌山市長 様

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号
年 月 日 第 号）が、次のとおり完了しましたので届け出ます。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	
※ 受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
※ 工事完了公告年月日	年 月 日

備考 ※印欄は、記載しないでください。

別記様式第八（第三十二条関係）

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

和歌山市長 様

届出者 住 所

氏 名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号
第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

年 月 日

記

1 開発行為に関する工事を
廃止した年月日

年 月 日

2 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の名称

3 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の面積

別記様式第九（第三十四条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定
 工作物の新設許可申請書

<p>都市計画法第43条第1項の規定により、 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山市長 様</p> <p>許可申請者 住所 氏名</p>	<p>※手数料欄</p>
<p>1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積</p>	
<p>2 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようする場合は、既存の建築物の用途</p>	
<p>4 建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由</p>	
<p>5 その他必要な事項</p>	
<p>※ 受付番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>※ 許可に付した条件</p>	
<p>※ 許可番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>

備考 1 ※のある欄は記載しないこと。

2 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

別記様式第1号（第2条関係）

申請者の資力及び信用調書

住所又は所在地	(電話)									
氏名又は名称及び代表者氏名										
法令による登録等					設立年月日		年 月 日			
					資本金		千円			
					取引金融機関					
従業員数	事務	技術	その他	計	前年度 納税額	法人税又は所得税		事業税		
							千円		千円	
役員略歴	氏名	職名	年齢	在社年数	資格・免許・学歴その他					
宅地造成 工事等施 行経歴	工事名	施行場所	面積	工事期間		備考				
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						

(注) 法人税又は所得税の納税証明書を添付してください。

工事施行者の能力調書

住所又は所在地	(電話)						
氏名又は名称及び代表者氏名							
建設業の許可	建設業の許可 (大臣・知事)登録第				設立年月日	年 月 日	
					資本金	千円	
					取引金融機関		
建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者の住所及び氏名		(電話)					
従業員数	事務	技術	その他	計	前年度 納税額	法人税又は所得税	事業税
						千円	千円
技術者略歴	氏名	職名	年齢	在社年数	資格・免許・学歴その他		
宅地造成工事等施行経歴	発注者名	工事施行場所			面積	工事期間	備考
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	

(注) 工事施行者の事業経歴書及び建設業の許可書の写しを添付してください。

設計説明書（その1）

開発区域（工区）の名称				申請者氏名				
予定戸数		計画人口		人口密度				
設計の方針	目的							
	方針							
地域地区等	ア 市街化区域		用途地域等					
	イ 市街化調整区域							
	宅地造成工事規制区域	内外	その他					
土地の現況	地目	区分	宅地	農地	山林	国有地	その他	合計
		面積						
		比率						
	所有者別	区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計	
		面積						
		比率						
土地の利用計画	区分	一般宅地	公益施設	公園等	道路	その他	合計	
	面積							
	比率							
公共施設の整備計画	種類	計画概要				管理予定者		
	道路							
	排水施設							
	給水施設							
	ガス供給施設							
	公園、緑地、広場							
	消防施設							
	公益的施設							
その他								

（注）

- 1 設計の方針には、計画上周辺との関連や施行地の問題で特に注意した事項を記入してください。
- 2 公共施設の整備計画欄の公益的施設には、都市計画法第29条第1項第3号及び都市計画法施行令第27条に規定する公益的施設について記入してください。
- 3 地域地区欄については、市街化区域、市街化調整区域及び宅地造成工事規制区域のうち当該土地の該当するものを○で囲んでください。その他の欄にはその他の法令による規制の区域内である場合にその法令名等を記入してください。

設計説明書（その2 公共施設の整備計画）

公共施設の種類	番 号	概 要			管 理 者	用地の帰属	摘 要
		幅 員	延 長	面 積			

（注）

- 1 都市計画法第4条第14項に定める公共施設を記入してください。
- 2 摘要欄は、費用負担の状況を記入してください。
- 3 実測図に基づく公共施設の新旧対照図を添付してください。
- 4 番号は、図面記載の番号と一致させてください。

開発行為施行同意書

年 月 日

開発行為をしようとする者の
住所及び氏名又は名称

様

住 所

氏 名

印

私が権利を有する次の物件について、都市計画法の規定により開発行為を行うことに同意します。
なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となった場合についても異議ありません。

物件の種類	所 在 地	面 積	権利の種類	摘 要

設計者の資格調書

ふりがな			生年月日	年 月 日	
氏 名					
住 所	(電話)				
技術士・ 建築士等 の 資 格	資 格 内 容	取 得 年 月 日	登 録 番 号		
最終学歴	年 月 日		卒業・中退		
	学校名	学科名	修業年数	年	
実務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在 職 期 間	
設 計 経 歴	事業主体	工事施行者	施工場所	面積	許可番号年月日
都市計画法施行規則第19条の該当資格			第1号 第2号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ ト チ	

(注)

- 1 実務経歴及び設計経歴には、宅地開発についてのみ記入してください。
- 2 技術士等の資格の証明書、卒業証明書、実務経歴等の証明書を添付してください。

開発区域内の権利者一覧表

物件の種類	所在地	権利の種類別	地積 (㎡)	権利者の氏名 又は名称	同意の 有 無	摘 要

（注）

- 1 物件の種類欄には、土地、建物等の別を記入してください。
- 2 権利の種類別欄には、所有権、抵当権等の別を記入してください。
- 3 同意の有無欄には、協議中であればその旨を記入し、その経過を摘要欄に記入してください。
- 4 2人以上の権利者がある場合、その旨を記入してください。

開発区域外既存道路調書

道路の種別	位置	道路の所在	管 理 者	最小幅員	摘 要
			土 地 所 有 者		
				m	
				m	
				m	
				m	
				m	

（注）

- 1 公道から開発区域（申請地）に至るまでの既存道路について、通行経路に従い順番に記入してください。
- 2 位置の欄は地図上に記載した番号と同じ番号を記入してください。
- 3 土地所有者欄には管理者と土地所有者が違う場合のみ記入してください。
- 4 摘要欄には、当該道路の名称、許可番号、指定番号等、また通行地役権等の権利が設定されている場合はその内容を記入してください。

開発区域の隣接地の土地所有者一覧表

所在地	地目	面積	所有者	摘要

（注）2人以上の権利者がある場合、その旨を記入してください。

開発行為協議申出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
申請者
氏名

都市計画法第34条の2の規定により、開発行為の協議を申し出ます。

開 発 行 為 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	平方メートル
	予定建築物等の用途	
	工事施行者住所氏名	
	工事着手予定年月日	
	工事完了予定年月日	
	法第34条の該当号及び該当する理由	
	その他の必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日	第 号
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日	第 号

- 備考
- ※印のある欄は、記入しないこと。
 - 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
 - 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

開発行為変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

都市計画法第 3 5 条の 2 第 1 項の規定により開発行為の変更の許可を申請します。

開発行為変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開発区域の面積	
	予定建築物等の用途	
	工事施行者住所氏名	
	工事着手予定日	
	工事完了予定日	
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	法 第 3 4 条 の 該 当 号	
	そ の 他 必 要 な 事 項	
開発許可年月日及び番号	年 月 日	第 号
変更の理由		

(注)

- 1 その他必要な事項の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記入してください。
- 2 開発行為の変更の概要(その他必要な事項の欄を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

開発行為変更届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、次のとおり届け出ます。

変更に係る事項	
変更の理由	
開発許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号
備 考	

（注）変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

開発行為の設計変更に係る事前承認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

開発行為の設計の一部を次のとおり変更したいので、和歌山市開発行為等に関する条例第3条第3項の規定による事前の承認を受けたいので申請します。

開発許可を受けた年月日及び番号		年 月 日	第 号
設 計 者	住 所		
	氏 名		
設計変更に係る事前承認事項			
設計変更の内容	当 初		
	変 更		
摘 要			

地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第45条の規定により開発許可に基づく地位を承継したいので、次のとおり申請します。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
被承継人住所氏名	
承継の理由	
承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積	

建築物の建築
工事完了公告前の
特定工作物の建設
の承認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第37条第1号の規定により開発行為に関する工事の完了公告前の
建設

の承認を受けたいので申請します。

開発許可の概要	開発許可を受けた者の住所氏名	
	開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	開発区域に含まれる地域の名称	
	工事施行者住所氏名	
	工事の着手完了予定日	年 月 日から 年 月 日まで
工事の進捗状況		
建築等の概要	建築又は建設主住所氏名	
	所在地	
	敷地面積	
	用途	
	構造及び規模	
	工期	
申請理由		

市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、開発許可を受けた区域内の土地における建築物の敷地、構造及び設備に関する制限を超える建築物の建築の許可を受けたいので申請します。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
定められた制限の内容	
建築物の用途	
建築物を建築しようとする土地の所在及び地番	
許可を受ける具体的内容	
申請理由	

予定外建築物等の新築等許可申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の

建築物の〔 新築
改築
用途の変更 〕
特定工作物の新設

の許可を申請します。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
予定建築物等の用途	
土地の所在及び地番	
変更後の建築物等の用途	
変 更 理 由	

別記様式第36号（第15条関係）

法第32条第1項同意を得た事項及び
法第32条第2項協議をした事項の一覧表

関係法令	施設名	管理者名	同意を得た 又は協議を した年月日	工事等の施 行承認等を 得た年月日	検査済証等 の交付を受 けた年月日	摘 要
法第32 条第1項 同意を得 た事項	里 道					
	水 路					
	道 路 (国県市)					
	河 川 (国県市)					
	そ の 他					
法第32 条第2項 協議をし た事項	道路施設					
	排水施設					
	公園施設					
	消防施設					
	そ の 他					
そ の 他						

市街化調整区域内における開発行為等の事前協議申請書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

住 所
申請者
氏 名
連絡先

和歌山市開発行為等に関する条例第12条第1項の規定に基づき、
都市計画法第34条
都市計画法施行令第36条

第14号

第1項第3号ホ

の規定に該当するかどうかについて、事前協議を申請します。

申請場所	
申請目的	

(注) 委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

法第32条第2項協議に関する事前協議申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名
連絡先

和歌山市開発行為等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次の開発行為について、都市計画法第32条第2項の規定に基づく協議の申請に先立ち、事前協議を申請します。

設計者	住 所			
	氏 名			
開発区域の名称				
開発区域の面積				
予定建築物等の用途				
用 途 地 域				
都市計画施設	有・無			
開発区域外既存道路		幅 員	m	
開発区域内に含まれる既存の公共施設	里 道	水 路	そ の 他	
	有・無	有・無		
排 水 放 流 先				
新たに設置する公共施設	道路施設	排水施設	公園施設	そ の 他
	有・無	有・無	有・無	
そ の 他				

（注）

- 1 委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。
- 2 その他の欄には、他法令による許可等を要する場合に、その手続き状況を記載してください。

大規模な開発計画に関する事前協議申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
協議者
氏 名
連絡先

和歌山市開発行為等に関する条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり事前協議を申請します。

土地の利用目的			計画戸数		計画人口		
土地の所在地							
地域地区等		ア、市街化区域 イ、市街化調整区域 ウ、宅地造成等規制区域 エ、その他					
土地の 地目	区分	宅地	農地	山林	国有地	その他	合計
	面積㎡						㎡
	比率						100%
土地の 現況	区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計	
	面積㎡					㎡	
	比率					100%	
土地の 利用 計画	区分	一般宅地	公益施設	公園等	道路	その他	合計
	面積㎡						㎡
	比率						100%
公共・公益的施設 整備計画 の概要	区 分		既存施設との関連・開発に伴う対策				
	公共 施設	道 路					
		排 水 路					
		水 道					
		河川・水路					
		砂防設備					
		公園・広場					
	そ の 他						
	公益 的 施設	教 育 施 設					
		鉄道等交通施設					
電気事業用施設							
そ の 他							

環境保全 計画の概 要騒音振動 大気汚染 水質汚濁等	現況	周辺環境の現状						
	工事中	保全対策と影響						
	完成後	排出される汚染物質の量						
		保全対策						
	周辺環境への影響の程度							
資金 計画 画面	科目	年度	年度	年度	年度	年度	計	
		事業費						
	① 用地費							
	② 工事費							
	整地工事費							
	道路工事費							
	排水施設工事費							
	給水施設工事費							
	支出							
	③ 附帯工事費							
	④ 事務費							
	⑤ 借入金利息							
	借入償還金							
	計							
	収入	自己資金						
		借入金						
	処分収入							
	宅地処分収入							
	補助負担金							
	計							
借入金の借入先								

(注) 委任を受けてする申請にあっては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

大規模な開発計画の変更に関する事前協議申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
協議者
氏 名
連絡先

和歌山市開発行為等に関する条例第14条第3項の規定に基づき、次のとおり事前協議を申請します。

土地の利用目的				計画戸数			計画人口			
土地の所在地										
地域 地区等		ア、市街化区域 イ、市街化調整区域 ウ、宅地造成等規制区域 エ、その他								
土地の 現況	地目	区分	宅地	農地	山林	国有地	その他	合計		
		面積㎡						㎡		
		比率						100%		
土地の 利用 計画	所有別	区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計			
		面積㎡					㎡			
		比率					100%			
土地の 利用 計画	区分	一般宅地	公益施設	公園等	道路	その他	合計			
		面積㎡					㎡			
		比率					100%			
公共・公益的施設 整備計画 の概要		区 分		既存施設との関連・開発に伴う対策						
		公共 施設	道 路							
			排 水 路							
			水 道							
			河川・水路							
			砂防設備							
			公園・広場							
		そ の 他								
		公益 的 施設	教 育 施 設							
			鉄道等交通施設							
電気事業用施設										
そ の 他										

環境保全 計画の概 要騒音振動 大気汚染 水質汚濁等	現況	周辺環境の現状						
	工事中	保全対策と影響						
	完成後	排出される汚染物質の量						
		保全対策						
	周辺環境への影響の程度							
資金 計画	科目	年度	年度	年度	年度	年度	計	
		事業費						
	支出	① 用地費						
		② 工事費						
		整地工事費						
		道路工事費						
		排水施設工事費						
		給水施設工事費						
		③ 附帯工事費						
		④ 事務費						
		⑤ 借入金利息						
		借入償還金						
		計						
	収入	自己資金						
		借入金						
		処分収入						
		宅地処分収入						
補助負担金								
計								
借入金の借入先								

(注) 委任を受けてする申請にあっては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

開発行為非該当確認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

次の建築計画に伴う敷地の造成行為は、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないことの確認を申請します。

設計者	住 所					
	氏 名			電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地		地 目	地 積		実測面積
	和歌山市			m ²		m ²
				計 m ²		計 m ²
宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域					内 ・ 外	
計 画 概 要	建物計画の概要	用途		構造		延べ面積 m ²
	造成計画の概要	申請地の現況地盤高				
		申請地の計画地盤高				
		造成により新たに生じる隣接地との高低差の最大値 (m)				
	擁壁新設の有無	有 ・ 無				
申請目的						
摘 要						

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

法第43条非該当確認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

和歌山市開発行為等に関する条例第15条の2第1項の規定に基づき、次の建築計画が都市計画法第43条第1項本文に定める規制を受けないことの確認を申請します。

設計者	住 所				
	氏 名		電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地	地 目	地 積	実測面積	
	和歌山市		m ²	m ²	
			計 m ²	計 m ²	
従前建築物の概要	用 途				
	構 造	規 模	建築面積：	延べ面積：	
申請建築物の計画概要	用 途				
	構 造	規 模	建築面積：	延べ面積：	
申請目的					
摘 要					

（注）委任を受けてする申請にあっては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

法第29条第1項の開発許可不要証明交付申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

都市計画法施行規則第60条の規定に基づき、次の建築計画が都市計画法第29条第1項第 号の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。

適合していることの証明を受けようとする条、項及び号		都市計画法第29条第1項第 号			
設計者	住 所				
	氏 名		電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地	地 目	地 積	実測面積	
	和歌山市		m ²	m ²	
			計 m ²	計 m ²	
区 域 区 分	都市計画法第7条第1項に規定する区域区分		市街化区域・市街化調整区域		
	宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域			内 ・ 外	
開発許可、建築許可等		有・無	年 月 日	第 号	
建築物の 計画概要	用 途				
	構 造	規 模	建築面積:	延べ面積:	
申請目的					
摘 要					

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

法第43条第1項の許可不要証明交付申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

都市計画法施行規則第60条の規定に基づき、次の建築計画が都市計画法第43条第1項第 号の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。

適合していることの証明を受けようとする条、項及び号		都市計画法第43条第1項第 号			
設計者	住 所				
	氏 名		電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地	地 目	地 積	実測面積	
	和歌山市		m ²	m ²	
			計 m ²	計 m ²	
	宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域			内 ・ 外	
	開発許可、建築許可等	有・無	年 月 日	第 号	
建築物の 計画概要	用 途				
	構 造	規 模	建築面積：	延べ面積：	
申請目的					
摘 要					

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

法第41条第2項及び第42条第1項適合証明交付申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

都市計画法施行規則第60条の規定に基づき、次の建築計画に係る敷地が都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発許可を受けた区域内であり、当該建築計画が同法第41条第2項及び第42条第1項の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。

適合証明を受けようとする箇所の開発許可番号		年 月 日		第 号	
設計者	住 所				
	氏 名		電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地		地 目	地 積	実測面積
	和歌山市			m ²	m ²
				計 m ²	計 m ²
宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域					内 ・ 外
建築物の 計画概要	用 途				
	構 造		規 模	建築面積:	延べ面積:
	建ぺい率	%	容積率	%	最高高さ m
申請目的					
摘 要					

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

開発行為に関する工事完了の公告済証明交付申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

次の建築計画に係る敷地が、都市計画法第36条第3項の規定による完了の公告済の土地の区域内であることの証明書の交付を申請します。

開発許可を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号			
設計者	住 所				
	氏 名		電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地	地 目	地 積	実測面積	
	和歌山市		m ²	m ²	
			計 m ²	計	m ²
宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域				内 ・ 外	
申請目的					
摘 要					

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

建築許可等証明交付申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者（建築主）
氏 名

連絡先

次の建築計画に係る敷地が、都市計画法第43条第1項本文の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。

建築許可を受けた年月日及び番号				年 月 日 第 号			
設計者	住 所						
	氏 名				電 話		
敷 地 (申請地)	所 在 地		地 目	地 積		実測面積	
	和歌山市			m ²		m ²	
				計 m ²		計 m ²	
宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域						内 ・ 外	
建築物の 計画概要	用 途						
	構 造			規 模	建築面積:	延べ面積:	
	建ぺい率	%	容積率	%	最高高さ	m	
申請目的							
摘 要							

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

開発行為着手届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

開発行為に関する工事に着手したいので、和歌山市開発行為等に関する条例第18条の規定により届け出ます。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
現 場 の 管 理 者	住 所 及 び 氏 名
	連 絡 場 所 (電話)
	資 格 、 免 許 等
工 事 施 行 者	住 所 及 び 氏 名
	連 絡 場 所
	資 格 、 免 許 等
添 付 書 類	1 工事工程表（別記様式第59号） 2 農地法による許可等を要する場合は、その手続が完了したことを証する書類 3 和歌山市開発行為等に関する条例第19条第1項に規定する標識を設置した写真

（注）工事着手日の5日前までに提出してください。

別記様式第60号（第22条関係）

都市計画法による開発許可済証	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
許 可 者	和歌山市長
許可を受けた者の住所氏名	
工事施行者の住所氏名	
開発区域に含まれる地域の名称	
工事現場管理者氏名	
工事予定期間	許可日から 日以内
予定建築物等	

1.0メートル

（注）開発区域の主要な取付道路付近その他工事現場の見やすい場所に掲示してください。

開発行為に係る隣接地所有者等への周知及び調整結果報告書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
開発許可申請者
又は開発者
氏名

連絡先

和歌山市開発行為等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、次の開発行為の施工に関し隣接地所有者等に周知及び調整した事項について報告します。

開発行為	開発区域の名称			
	開発区域の面積			
	予定建築物等の用途			
周知内容等	周知の相手方の氏名	周知内容及びその日時	周知方法及びその日時	
調整事項等	調整の相手方の氏名	相手方の要望等及びその日時	要望への対応及びその日時	

（注）委任を受けてする申請にあつては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

既存権利届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
届出者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利について届け出ます。

職 業 (法人の場合は業務内容)			
土 地	所 在 及 び 地 番		
	地 目		農地転用の許可年月日及び番号
			年 月 日 第 号
	地 積		
権利を有していた目的			
権利の種類及び内容			
備 考			

開発登録簿写し交付請求書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
請求者
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

連絡先

都市計画法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付を受けたいので、次のとおり請求します。

開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
交 付 申 請 の 枚 数	
使 用 の 目 的	

②

宅地造成等規制法関係

宅地造成に関する工事の許可申請書

[正]

宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可を申請します。				※手数料欄			
年 月 日							
和歌山市長 様							
申請者 氏名							
1 造成主住所氏名							
2 設計者住所氏名							
3 工事施行者住所氏名							
4 宅地の所在及び地番							
5 宅地の面積		平方メートル					
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積		平方メートル				
	工	ロ 切土又は盛土の土量		切土	立方メートル		
				盛土	立方メートル		
	事	ハ 擁壁		番号	構造	高さ	延長
						m	m
	の	ニ 排水施設		番号	種類	内法寸法	延長
						mm	m
	概 要	ホ 崖面の保護の方法					
ヘ 工事中の危害防止のため措置							
ト その他の措置							
チ 工事着手予定年月日							
リ 工事完了予定年月日							
ヌ 工程の概要							
7 その他必要な事項							
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件		※許可番号欄			
年 月 日				年 月 日			
第 号				第 号			
係員印				係員印			

宅地造成に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

和歌山市長 様

住所
造成主
氏名

工 事 完 了 年 月 日	
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	
工事をした土地の所在及び地番	
工事施行者住所及び氏名	
備 考	

届出書

年 月 日

和歌山市長 様

住所
造成主
氏名

宅地造成等規制法第15条第1項の規定により、次の工事について届け出ます。

工事をしている土地の所在及び地番	
工事をしている土地の面積	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
工事の進捗状況	

届出書

年 月 日

和歌山市長 様

住所
造成主
氏名

宅地造成等規制法第15条第2項の規定により、次の工事について届け出ます。

工事が行われる土地の所在及び地番	
行おうとする工事の種類及び内容	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

届出書

年 月 日

和歌山市長 様

住所
造成主
氏名

宅地造成等規制法第15条第3項の規定により、次の工事について届け出ます。

転用した土地の所在 及び地番	
転用した土地の面積	
転用前の用途	
転用後の用途	
転用年月日	年 月 日

障害物の伐除

許可申請書

土地の試掘等

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所

申請者

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

障害物の伐除

宅地造成等規制法第5条第1項の規定により、

の許可を次のとおり申請します。

土地の試掘等

行 為 年 月 日	年 月 日
行 為 場 所	
障害物又は土地の所有者 及び占有者の氏名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	

設計説明書

造成区域（工区）の名称								
設計者の住所、氏名								
宅地造成の目的								
設計の方針								
地域 地区等	ア 市街化区域	用途地域等						
	イ 市街化調整区域							
	その他の 規制							
土地の 現況	地目	区分	宅地	農地	山林	国有地	その他	合計
		面積						
		比率						
	所有者別	区分	自己所有	第三者	国等	その他	合計	
		面積						
		比率						
土地の利用計画	区分	宅地	法面	排水施設	その他	合計		
	面積							
	比率							

（注）設計の方針には、計画上、周辺との関連や施行地の問題で特に注意した事項を記入してください。

宅地造成工事区域内権利者一覧表

物件の種類	所在地	権利の種類	地積 (㎡)	権利者の氏名 又は名称	同意の 有無	摘要

（注）

- 1 物件の種類欄には、土地、建物等の別を記入してください。
- 2 権利の種類欄には、所有権、抵当権等の別を記入してください。
- 3 同意の有無欄には、協議中であればその旨を記入し、その経過を摘要欄に記入してください。
- 4 2人以上の権利者がある場合、その旨を記入してください。

宅地造成工事区域内の権利者の同意書

年 月 日

造成主

様

住所

氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私が権利を有する次の物件について、宅地造成等規制法第2条第2号に規定による宅地造成を行うことに同意します。

物件の種類	所在地	面積	権利の種類	摘要

設計者調書

ふりがな				生年月日	年 月 日
氏 名					
住 所	(電話)				
技術士・ 建築士等 の 資 格	資 格 内 容	取 得 年 月 日		登 録 番 号	
最終学歴	年 月 日		卒業・中退		
	学校名	学科名	修業年数	年	
実務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	職 名	在 職 期 間	
設計 経 歴	事 業 主 体	工 事 施 行 者	施 工 場 所	面 積	許 可 番 号 年 月 日
宅地造成等規制法施行令第17条の該当資格			1号	2号	3号
			4号	5号	

(注)

- 1 実務経歴及び設計経歴には、宅地開発についてのみ記入してください。
- 2 技術士等の資格の証明書、卒業証明書、実務経歴等の証明書を添付してください。

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

申請者 住所
氏名

和歌山市宅地造成に関する条例第3条第1項の規定により、宅地造成に関する工事の変更許可の申請をします。

1 宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 概 要	許可を受けた年月日及び番号	年 月 日			第 号
	設計者住所氏名				
	工事施行者住所氏名				
	宅地の所在及び地番				
	宅地の面積	平方メートル			
	切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	擁 壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	排 水 施 設	番号	種類	内法寸法	延長
				mm	m
	崖面の保護の方法				
工事中の危害の措置					
その他の措置					
工事着手年月日					
工事完了予定日					
2	その他必要な事項				
3	変更の理由				

(注)

- 「その他必要な事項」の欄には宅地造成に関する工事の変更を行うことについて、他法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記入してください。
- 宅地造成に関する工事の概要は、変更前及び変更後の内容を対照させて記入してください。

宅地造成に関する工事の変更届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
届出者
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号で許可を受けた宅地造成に関する工事の計画を次のとおり
変更したいので、宅地造成等規制法第12条第2項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更の理由	

宅地造成に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
申請者
氏名
〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

連絡先

次の宅地造成に係る工事について、和歌山市宅地造成等に関する条例第5条第1項の規定により、検査を申請します。

工事の一部完了年月日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
工事が一部完了した 土地の所在及び地番	
工事施行者	住 所
	氏 名
現場管理者	住 所
	氏 名

別記様式第17号（第9条関係）

建築物の建築
宅地造成工事完了前の
特定工作物の建設
承認申請書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住 所
申請者
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山市宅地造成等に関する条例第6条第1項ただし書の規定により、宅地造成工事の完了前の
建築物の建築
の承認を受けたいので、申請します。

特定工作物の建設

宅造許可の概要	許可を受けた者の住所氏名	
	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	許可を受けた地域の名称	
	工事施行者住所氏名	
	工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事の進捗状況		
建築等の概要	建築又は建設主名	
	所在地	
	敷地面積	
	用途及び規模	
	工期	
申請理由		

宅地造成に関する工事の協議申出書

宅地造成等規制法第11条の規定により宅地造成に関する工事の協議を申し出ます。					年	月	日
(あて先) 和歌山市長					住所		
協議申出者					氏名		
1 造成主住所氏名							
2 設計者住所氏名							
3 工事施行者住所氏名							
4 宅地の所在及び地番							
5 宅地の面積					平方メートル		
6 工 事 の 概 要	(1) 切土又は盛土をする土地の面積				平方メートル		
	(2) 切土又は盛土の土量	切土		立方メートル			
		盛土		立方メートル			
	(3) 擁壁	番号	構造	高さ	延長		
				m	m		
	(4) 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長		
				mm	m		
	(5) 崖面の保護の方法						
(6) 工事中の災害防止のための措置							
(7) その他の措置							
(8) 工事着手予定年月日							
(9) 工事完了予定年月日							
(10) 工程の概要							
7 その他必要な事項							

(注)

- 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印をし、かつ、資格を有することを証する書類をこの協議申出書に添付してください。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 7 欄は、他の法令の許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

宅地造成行為非該当確認申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

住所
申請者（造成主）
氏名
連絡先

和歌山市宅地造成等に関する条例第9条第1項の規定により、次の宅地造成工事規制区域内における造成計画が、宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成に該当しないことの確認を申請します。

設計者	住所					
	氏名		電話			
敷地 (申請地)	所在地		地目	地積	実測面積	
	和歌山市			m ²	m ²	
				計 m ²	計 m ²	
都市計画法第7条第1項に規定する区域区分			市街化区域・市街化調整区域			
計画概要	建物計画の概要	用途	構造	延べ面積	m ²	
	造成計画の概要	申請地の現況地盤高				
		申請地の計画地盤高				
		造成により生じる崖の高さの最大値(m)				
		切土又は盛土をする土地の面積 (m ²)				
		擁壁新設の有無	有・無			
申請目的						
備考						

（注）当該申請に際し委任を受けた場合は、連絡先にその方の住所、氏名、連絡先を記入してください。

宅地造成工事許可等証明交付申請書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

住 所
 申請者(建築主)
 氏 名
 連絡先

宅地造成等規制法施行規則第 3 0 条の規定に基づき、次の建築計画に係る敷地が、宅地造成等規制法第 8 条の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可を受けた区域内であることの証明書の交付を申請します。

許可を受けた年月日及びその番号		年 月 日 第 号			
設計者	住 所				
	氏 名		電話 番号		
敷 地 (申請地)	所 在 地	地 目	地 積	実測面積	
	和歌山市		m ²	m ²	
			計 m ²	計 m ²	
	都市計画法第 7 条第 1 項に規定する区域区分	市街化区域・市街化調整区域			
申請目的					
摘 要					

(注) 連絡先には、当該申請に際し委任を受けた場合は、その方の住所、氏名、連絡先を記入してください。

宅地造成に関する工事の着手届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
届出者
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等規制法第8条第1項の規定による許可を受けた宅地造成に関する工事に着手するので、和歌山市宅地造成等に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
宅地の所在及び地番		
工事着手年月日		
工事施行者住所氏名		
現場	住所及び氏名	
	連絡場所	
管理者	資格・免許等	

100センチメートル

宅 地 造 成 工 事 許 可 済 証	
許可年月日及びその番号	
許 可 者	和歌山市長
造 成 主 住 所 氏 名	
工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
設 計 者 住 所 氏 名	
工 事 の 場 所	
工 事 区 域 の 面 積	
工 事 現 場 管 理 者 の 氏 名	
工 事 の 期 間	

80センチメートル

（注）工事区域の主要な取付道路付近、その他工事現場の見やすい場所に設置してください。

宅地造成に関する工事の
中止
再開
廃止
届出書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所

届出者

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり 中止 再開 廃止 したいので、和歌山市宅地造成等に関する条例第15条の規定によ

り届け出ます。

中止 再開 廃止 の理由	
一部廃止の場合には当該 土地の所在及び地番	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号

宅地造成に係る隣接地所有者等への周知及び調整結果報告書

年 月 日

（あて先）和歌山市長

住所
造成主
氏名
連絡先

和歌山市宅地造成等に関する条例施行規則第18条第2項の規定に基づき、次の宅地造成工事の施工に関し、隣接地所有者等に周知及び調整した事項について報告します。

造成行為	工事区域の名称			
	工事区域の面積			
	工事の目的等			
周知内容等	周知の相手方の氏名	周知内容及びその日時	周知方法及びその日時	
調整事項等	調整の相手方の氏名	相手方の要望等及びその日時	要望への対応及びその日時	

（注）委任を受けてする申請にあっては、連絡先の欄に当該委任を受けた者の住所、氏名及び連絡先を記入してください。

③

参 考 样 式

他法令等の手続状況調書

規制等の内容			摘 要
都市計画	市街化区域	内 外	用途地域の名称又は法第34条該当号：
	都市計画施設	有 無	
	地区計画区域	内 外	
	風致地区	内 外	
	生産緑地	内 外	
	臨港地区	内 外	
建築基準法	接道要件	適 否	
	隣接するみなし道路	有 無	
	予定建築物等の用途	適 否	
文化財	史跡・名勝・天然記念物	内 外	
	埋蔵文化財包蔵地	内 外	
農地	農業振興地域	内 外	
	農用地	内 外	
森林	保安林	内 外	
	地域森林計画対象民有林	内 外	
自然公園	自然公園区域	内 外	
	近郊緑地保全区域	内 外	
防災	宅地造成等規制区域	内 外	
	河川区域	内 外	
	河川保全区域	内 外	
	浸水被害防止区域	内 外	
	急傾斜地崩壊危険区域	内 外	
	砂防指定地	内 外	
	地すべり防止区域	内 外	
	土砂災害特別警戒区域	内 外	
	土砂災害警戒区域	内 外	
	災害危険区域	内 外	
その他の法令による規制		有 無	

※摘要欄には、他法令による規制がある場合に、その手続きの状況を記入し、その状況を示す書類を添付して下さい。

開発等事前相談申請書

年 月 日

和歌山市都市建設局都市計画部
都市計画課長様

住所
申請者
氏名
連絡先

次の事項について事前相談を申請します。

相談内容の概要	都市計画法に係る開発許可制度に関する事	宅地造成等規制法に関する事
	1 法第29条第1項に規定する開発許可等の要否について	1 法第8条第1項に規定する宅地造成工事の許可の要否について
	2 法第33条第1項第 号に規定する技術基準について	2 宅地造成行為に関するその他の事項
	3 法第34条第 号に適合するかどうかについて	
	4 開発行為等に関するその他の事項	

予定建築物等の計画の概要	予定建築物等の用途	予定建築物等の規模（階数、述べ床面積等）

相談内容又は相談理由				
------------	--	--	--	--

申請地	所在地	地目	地積(m ²)	実測面積(m ²)
	和歌山市			

申請地の区域区分	都市計画法第7条第1項に規定する区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
	宅地造成等規制法第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域	<input type="checkbox"/> 規制区域内 <input type="checkbox"/> 規制区域外

※受付欄
年 月 日
第 号

- ⑨ 1 相談内容の概要の欄は、相談内容が該当する項目の数字に○印をしてください。
- 2 予定建築物等の計画の欄は、相談内容により記入する必要がない場合にあっては空白に申請時点で未定である場合にあっては「未定」と記入してください。
- 3 相談内容又は相談理由の欄には、相談内容に係る行為をしようとする理由及びその内容等を具体的に記入してください。
- 4 申請地の欄は、相談内容により記入する必要がないときは空白にしておいてください。
- 5 申請地の区域区分の欄は、該当するところにレ点をつけてください。
- 6 ※印のある欄には記入しないでください。

開発等事前相談回答書

第 年 月 日

様

和歌山市都市建設局都市計画部
都市計画課長

上記の内容について、次のとおり回答します。

--

- ⑨ 1 当該回答は、申請内容に変更があった場合、法令等の改正があった場合等においては無効となる場合があります。この場合は再申請を行い回答を受ける必要があります。
- 2 当該回答は、あくまで申請者の相談に回答するものでありますので、許可を受けられることの証明等に用いることができるものではありません。

参考様式第 2 - 2 号

開発等事前相談申請書（特定集落確認用）							
				年 月 日			
(あて先) 和歌山市都市建設局都市計画部 都市計画課長様							
			住所				
			申請者				
			氏名				
			連絡先				
次の土地について、和歌山市開発行為等に関する条例 別表第 1（5）に規定する特定集落内に存するか事前相談を申請します。							
申請地	所在地	地目	地積(m ²)	実測面積(m ²)			
	和歌山市						
④ 1 申請地周辺の集落地がわかる位置図（市長が告示する既存公共公益施設から 300m の範囲の円を記載した位置図）、公図を添付してください。 2 農地等（宅地として利用することが適当である土地以外の土地）にあたっては、建築物の敷地に 50m 以内の間隔で挟まれていることを確認した資料を添付してください。 3 申請地周辺の土地が宅地として利用することが適当である土地の場合は、土地の登記簿謄本等、判断できる資料を添付してください。 4 ※印のある欄には記入しないでください。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">※受付欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> </table>					※受付欄	年 月 日	第 号
※受付欄							
年 月 日							
第 号							

開発等事前相談回答書（特定集落確認用）	
第 号	
年 月 日	
様	和歌山市都市建設局都市計画部 都市計画課長
上記申請の土地について、次のとおり回答します。	
申請地	相談地の特定集落判定結果
和歌山市	（ 存している・存していない ）
④ 1 当該回答は、申請地が特定集落内に存しているか否かを回答するものであり、 <u>その他の許可基準を満たしていなければ許可を受けることができませんので、土地利用計画が定まれば、建築物の立地の可否について再度事前相談してください。</u> 2 敷地の一部だけを利用する場合や申請地周辺の土地利用状況等の変化により、特定集落内外の判定の取扱いが変わる場合があります。 3 当該回答は、あくまで申請者の相談に回答するものでありますので、許可を受けられることの証明等に用いることができません。	

開発許可等の制限等に関する事前相談申請書

年 月 日

和歌山市都市建設局都市計画部
都市計画課長様

住所
申請者
氏名
連絡先

和歌山市開発行為等に関する規則第20条の2の4で規定する土地の区域での開発行為等について、開発許可等の制限等に関する事前相談を申請します。

予定建築物等の計画の概要	予定建築物等の用途	予定建築物等の概要（階数、延べ床面積等）		
申請地	所在地	地目	地積 (㎡)	実測面積 (㎡)
	和歌山市			
相談内容	土砂災害警戒区域に関すること		浸水想定区域に関すること	
	<input type="checkbox"/> 避難所から500mの区域内外について		<input type="checkbox"/> 避難所から500mの区域内外について	
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 想定浸水深について <input type="checkbox"/> 紀の川 <input type="checkbox"/> 和田川 <input type="checkbox"/> 亀の川	
			<input type="checkbox"/> その他 ()	

※受付欄
年 月 日
第 号

- ④ 1 相談内容の欄は、該当する箇所にレ点をつけてください。
 2 添付書類：
 ○土砂災害警戒区域に関する場合
 ・付近見取図（申請区域及び避難所から500mの範囲を記載してください。）
 ・公図
 ・土地の登記簿謄本
 ・土砂災害警戒区域調書
 ○浸水想定区域に関する場合
 ・付近見取図（申請区域及び避難所から500mの範囲を記載してください。）
 ・公図
 ・土地の登記簿謄本
 ・浸水シミュレーショングラフ
 3 ※印のある欄には記入しないでください。

開発許可等の制限等に関する事前相談回答書

第 号
年 月 日

様

和歌山市都市建設局都市計画部
都市計画課長

上記の内容について、次のとおり回答します。

（開発許可等の制限等の内容）

- ④ 1 当該回答は、申請内容に変更があった場合、法令等の改正があった場合等においては無効となる場合があります。この場合は再申請を行い、回答を受ける必要があります。
 2 当該回答は、あくまで申請者の相談に回答するものでありますので、許可を受けられることの証明等に用いることができるものではありません。

開発行為協議申請書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

都市計画法第32条第2項の規定に基づき、開発行為の協議を申請します。

開 発 行 為 の 概 要	開発者	住所						
		氏名	印 TEL					
	開発区域の名称							
	設計者 (代理者)	住所						
		氏名	印 TEL					
	開発区域内の面積		平方メートル					
	予定建築物の用途				戸数	戸		
	用途地域				宅造規制区域		内・外	
	都市計画施設							
	接続道路				幅員 m			
	既存の公共施設		里道	有・無	水路	有・無	その他	
	排水放流先		雨水			汚水		
	新たに設置する 公共施設		道路	有・無	排水	有・無	公園	有・無
			その他					
その他								

- (注) 1 その他の欄は、他法令による許可等を要する手続きを記載してください。
 2 申請は、必要図書を添付して、各関係課に各1部提出してください。
 3 この協議申請書が、法令の改正により、新しい法令に抵触することとなったとき、又は大幅な変更がある場合は、再度協議申請が必要になります。

申請理由書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

申請者住所

氏名

記

1 申請地の所在 和歌山市

2 申請地の地目、地積 平方メートル (実測 平方メートル)

3 予定建築物の用途、構造

建築面積 平方メートル

延べ面積 平方メートル

4 土地所有者 住所: 氏名:

5 土地取得年月日及び原因 年 月 日

6 農地転用年月日及びその利用目的 年 月 日

事前協議結果報告書

年 月 日

(あて先) 和歌山市長

協議者

住所

氏名

連絡先

和歌山市大規模な開発計画に関する事前協議申請に係る事務処理要領第7条第1項の規定に基づき、事前協議に対する意見に関し協議した結果について、次のとおり報告します。

部局名	課名	法令等	指示事項等の内容	調整結果

- 備考1 指示事項等の意見を付した課等との調整結果を報告すること。
- 2 調整結果の欄には調整した年月日を記載すること。

工事施行者の能力調書

住所又は所在地								(電話)	
氏名又は名称及び代表者氏名									
建設業の登録等	建設業の許可 (大臣・知事)登録第				設立年月日	年 月 日			
					資本金	千円			
					取引金融機関				
建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者の住所及び氏名									(電話)
従業員数	事務	技術	その他	計	前年度 納税額	法人税又は所得税		事業税	
							千円	千円	
技術者略歴	氏名	職名	年齢	在社年数	資格・免許・学歴その他				
宅地造成工事等施行経歴	発注者名		工事施行場所		面積	工事期間		備考	
						～			
						～			
						～			
						～			
						～			

(注) 工事施行者の事業経歴書及び建設業の許可書の写しを添付してください。

工場（危険物）調書

工 場 関 係 事 項	業 種		作 業 場 床 面 積					
			申請 部分		申請以外 の 部 分		合 計	
	原料名	1 日の 処理量	製 品 名			1 日の生産量		
	機械の種類		機械台数			原動機の出 力		
			新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計
合 計								
作業方法								
危 険 物 関 係 事 項			種 類	用 途	最大貯蔵量	最大処理量		
			申請部分					
	申請以外の部分							
	合 計							
参 考 事 項								

(注)

- 1 「業種」欄には工場形態がわかるように記入してください。
- 2 「原料名」欄には工場に搬入される原料の品名を記入してください。
- 3 「作業方法」欄には作業工程の順に従って具体的に記入してください。